説　明　書

１．公募に付する事項

本件は、「歳入金連携システムに係る運用業務及び賃貸借（令和９年１月～令和９年１２月）」を公募するものである。

この公募は、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者がいるか否かを確認する目的で、参加意思確認書等の提出を招請するものである。

２．公募に参加する者に必要な資格等に関する事項

（１）予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

（２）予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

（３）令和 7・8・9 年度の財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」、「物品の販売」又は「役務の提供等」で、関東・甲信越地域の資格を有する者、又は当該競争参加資格を有していない者で、申込みの提出期限までに競争参加資格審査を受け、競争参加資格者名簿に登載された者であること。

（４）各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。

（５）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。

（６）仕様書に掲げる条件を満たす者であること。

３．契約期間

契約締結日から令和 10 年１月 31 日まで

４．仕様

別紙３調達仕様書のとおり

５．参加意思確認書等の提出期限及び場所

参加を希望する者は、上記２．に掲げた条件を満たす場合には、提出期限までに参加意思確認書等必要書類を提出すること。

（１）申 込 先　〒100-8940　東京都千代田区霞が関３－１－１
財務省大臣官房会計課契約第１係
電話　03-3581-4111（内線 2140）

（２）提出期限　令和８年 11 月 13 日（金）12 時 00 分まで

（３）受付期間　平日 9 時 30 分から 12 時 00 分、13 時 00 分から 17 時 30 分

（４）提出書類　参加意思確認書、委任状（必要である場合）、指名停止等に関する申出書、誓約書、業務の一部再委託の内容（以下「参加意思確認書等」という。）、仕様書に定める書類

（５）提出方法　参加意思確認書等の提出は、次のいずれかの方法により提出すること。

①　紙による提出

紙による参加意思確認書等の提出を希望する場合には、上記（１）の場所に提出すること。

② 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）による提出

郵便等による参加意思確認書等の提出を希望する場合は、上記（１）あてに提出すること。

③ 上記①及び②以外の方法による参加意思確認書等の提出を希望する場合には、上記（２）に示す参加意思確認書等の提出期限までに上記（１）の申込先に連絡すること。

６．参加意思確認書等の無効

次の各号に該当する参加意思確認書等は無効とする。

（１）上記２．に示した参加資格を有していない者及び参加に関する条件に違反した者の提出した参加意思確認書等。

（２）参加者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）の記載がない参加意思確認書等（代理人又は復代理人（以下、代理人又は復代理人を「代理人等」という。）が参加する場合は、参加者の氏名のほか代理人等の氏名を併せて記入すること。）。

（３）記載内容を訂正した参加意思確認書等であって、その訂正について参加者又は代理人等が訂正したことが明らかでない参加意思確認書等。

（４）参加者の氏名（法人の場合は、法人名及び代表者の氏名）又は代理人等の氏名が明確でない参加意思確認書等。

（５）参加意思確認書等の日付が不明確である、あるいは参加意思確認書等の提出期限より後の日付が記載された参加意思確認書等。

７．契約者の決定方法

公募の結果、公募要件を満たすと認められる参加希望者が複数者いる場合にあっては、一般競争入札による契約手続きを、また、1 者であった場合はその者との随意契約による契約手続きを行うことを予定している。

８．その他

（１）上記５．（４）に規定する書類を提出し、審査に合格した場合であっても、再委託の内容について契約締結後にすべてを受け入れることを確約するものではないことに留意すること。

（２）契約にあたって、契約保証金の納付は、全額免除とする。

（３）郵便等による参加意思確認書等を送付する場合には、封筒に『「歳入金連携システムに係る運用業務及び賃貸借（令和９年１月～令和９年１２月）」の参加意思確認書等在中』と朱書きし、書留郵便により上記５（２）の提出期限までに必着するように送付しなければならない。

参加意思確認書

令和　　年　　月　　日
（確認書提出日）

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長　殿

住　　所

氏　　名
又は
会 社 名

代表者氏名

代理人氏名

令和８年10月28日付「歳入金連携システムに係る運用業務及び賃貸借（令和９年１月～令和９年１２月）」に関する公募について、条件を全て満たすので参加を申し込みます。

所　　属	氏　　名	電話番号	メールアドレス

（※名刺を添付することで、記載を省略することができる。）

委　任　状

令和　　年　　月　　日
（委任状提出日）

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長　殿

住　　所

氏　　名
又は
会 社 名

代表者氏名

代理人　住　　所

所属(役職)

氏　　名

当社は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1　委任事項　　(1)「歳入金連携システムに係る運用業務及び賃貸借（令和９年１月～令和９年１２月）」に係る参加申込に関する一切の権限

(2) 復代理人の選任

2　委任期間　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

（委任状提出日　～　参加意思確認書提出日）

所　　属	氏　　名	電話番号	メールアドレス

（※名刺を添付することで、記載を省略することができる。）

以上

委　任　状

令和　　年　　月　　日
（委任状提出日）

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長　殿

住　　所

会 社 名

代理人氏名

復代理人　住　　所

所属(役職)

氏　　名

私は＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿を復代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1　委任事項　「歳入金連携システムに係る運用業務及び賃貸借(令和９年１月～令和９年１２月)」に係る参加申込に関する一切の権限

2　委任期間　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
（委任状提出日　～　参加意思確認書提出日）

所　　属	氏　　名	電話番号	メールアドレス

（※名刺を添付することで、記載を省略することができる。）

以上

指名停止等に関する申出書

令和　　年　　月　　日
（申出書提出日）

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長　殿

住　　所

氏　　名
又は
会 社 名

代表者氏名

令和８年10月28日付「歳入金連携システムに係る運用業務及び賃貸借（令和９年１月～令和９年１２月）」に関する公募に当たり、当社は、各省各庁から指名停止等を受けていないことを申し出ます。

また、本日以降に、各省各庁から指名停止等の措置を受けた場合は、直ちに指名停止等の通知書等を掲示するとともに、本公募に参加いたしません。

誓　約　書

□　私

□　当社

は、下記１及び２のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別添役員等名簿により提出する当方の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

１　契約の相手方として不適当な者

(1)　法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2)　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3)　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4)　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5)　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

２　契約の相手方として不適当な行為をする者

(1)　暴力的な要求行為を行う者

(2)　法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者

(3)　取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者

(4)　偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者

(5)　その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

財務省大臣官房会計課長殿

令和　　年　　月　　日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名

※　添付書類：役員等名簿

（別添）

役 員 等 名 簿

法人(個人)名:

役　職　名	（フリガナ） 氏　　名	生　年　月　日	性別	住　　所
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	
	（　　）	T S H　　年　月　日	男 ・ 女	

（注）法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

令和　　年　　月　　日
（申請書提出日）

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長　殿

（申請者）
住　　所
氏　　名
又は
会 社 名
代表者氏名

業務の一部再委託の内容

○　案件名　：歳入金連携システムに係る運用業務及び賃貸借（令和９年１月～令和９年１２月）

○　委託予定先の内容

名　　称				
本　店	所 在 地			
	電 話 番 号		社 員 数	
代表者	役　　職			
	氏　　名			
設 立 年 月 日				
企　業　概　要				
委託予定の業務内容				
委 託 の 必 要 性				

※　注意事項等については、裏面を参照すること。

（注意事項等）

1　公募に参加する者は、本件に係る業務の一部を再委託する予定がある場合には、証明書等の受領期限までに、当該書類を支出負担行為担当官に提出すること。

2　「委託予定の業務内容」については、業務が特定できるようにできる限り詳細に記載すること。

3　「委託の必要性」については、「技術的に可能となる理由」又は「適正な費用で実施可能となる理由」等について記載すること。

4　業務委託承認申請書には、情報セキュリティ対策基準（平成13年1月6日最高情報セキュリティ責任者決定）第4部に基づき、仕様書に定める再委託先に関する必要な情報を添付すること。

5　再委託の内容等に関し、説明若しくは資料の提出を求められた場合には、それに応じること。

6　契約締結後は、支出負担行為担当官に「業務委託承認申請書」を提出し、その承認を得ること。

令和　　年　　月　　日
（申請書提出日）

支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長　殿

（申請者）
住　　所
氏　　名
又は
会 社 名
代表者氏名

業務委託承認申請書

歳入金連携システムに係る運用業務及び賃貸借（令和９年１月～令和９年１２月）に関する契約の第９条に基づき、次のとおり申請する。

○　委託予定先の内容

名称				
本店	所在地			
	電話番号		社員数	
代表者	役職			
	氏名			
設立年月日				
委託開始年月日				
委託金額（円）				
拠点	名称			
	開始年月日			
	所在地			
	電話番号		社員数	
委託予定の業務内容				
委託の必要性				

※　注意事項等については、裏面を参照すること。

○処理整理欄（処理決定日：　　年　　月　　日）

審査年月日		審査結果	承認又は不承認の理由	審査担当整理欄	
担当課	・　・	承認・不承認			
会計課	・　・	承認・不承認			

※　「処理整理欄」は、記載しないこと。

（ 注 意 事 項 等 ）

1　申請者は、契約締結後、速やかに業務委託承認申請書を提出すること。
　なお、企画競争などの技術評価を行って業者を決定する場合は、事前に技術力の確認のため、申請書の提出を求める場合がある。

2　「委託金額（円）」については、業務委託先との契約金額を記載すること。

3　「拠点」において、当該法人が複数の拠点を有する際には、代表的な名称のみを記載し、同所在地欄にその拠点数を記載すること。

4　「委託予定の業務内容」については、業務が特定できるようにできる限り詳細に記載すること。

5　業務委託承認申請書には、委託先業者の資格審査等級決定通知書の写しを添付すること。

6　業務委託承認申請書には、情報セキュリティ対策基準（平成 13 年 1 月 6 日最高情報セキュリティ責任者決定）第 4 部に基づき、仕様書に定める再委託先に関する必要な情報を添付すること。

7　業務委託承認申請書の内容に関し、当省から説明若しくは資料の提出を求められた場合は、それに応じること。

8　委託開始年月日前までに不承認の連絡がない場合には、承認があったものとみなす。

9　申請内容に変更が生じた場合には、速やかに書面により連絡すること。

契　　約　　書（案）

支出負担行為担当官財務省大臣官房会計課長　○○　○○（以下「甲」という。）と、【　落札者　】（以下「乙」という。）とは、次の条項により「歳入金連携システムに係る運用業務及び賃貸借（令和９年１月～令和９年１２月）」に関する契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）

第１条　甲及び乙は、信義に従って誠実に本契約の各条項を履行しなければならない。

（本契約の目的）

第２条　乙は、甲に対し次の各号に定める業務（以下「本業務」という。）を行い、甲は、乙にその対価を支払うものとする。

（１）別紙３「調達仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載する物品等（以下「本物品」という。）の賃貸借等（機器等の賃貸借、プログラム・プロダクト及びこれに関連するマニュアル等の資料の使用権の許諾を含む。）

（２）第１６条に規定する保守

（３）本物品の搬入、据付調整（配線工事等を伴うものにあっては、当該工事等を含む。）及び撤去

（４）その他乙が行う本契約履行のための一切の業務

（履行場所等）

第３条　業務の履行場所は、仕様書に記載する場所とする。

（契約期間）

第４条　契約期間は、契約締結日から令和１０年１月３１日までとし、

運用業務期間　　令和９年１月１日から令和９年１２月３１日

賃貸借期間　　令和９年１月１日から令和９年１２月３１日

賃貸借機器撤去・回収、データ消去作業期間

令和１０年１月１日から令和１０年１月３１日　とする。

（契約金額）

第５条　契約金額は、　　円（内消費税額及び地方消費税額　　円）とする。

運用業務　　円（内消費税額及び地方消費税額　　円）

賃貸借　　円（内消費税額及び地方消費税額　　円）

なお、年額運用業務料及び月額賃貸借料は別紙２のとおりとする。

賃貸借機器撤去・回収、データ消去作業　　円（内消費税額及び地方消費税額　円）

２　本契約の始期又は終期が月の途中となるときは、その月の賃貸借料等は、前項の規定にかかわらず、その月の消費税額及び地方消費税額抜きの賃貸借料等にその月の賃貸借料等の期間の日数を乗じその月の暦の日数で除した額に、消費税額及び地方消費税額を加算した金額とする。

３　第１項及び第２項において、一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てるもの

とする。
４　第１項及び第２項に係る消費税額及び地方消費税額は、消費税法第２８条第１項及び第２９条並びに地方税法第７２条の８２及び第７２条の８３の規定に基づき算出した額である。
５　契約金額には、本業務及び乙が行う本契約履行の一切の対価が含まれるものとする。

（本契約の特則）
第６条　本契約において、各会計年度における契約金額の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。
令和８年度　　円
令和９年度　　円
２　甲は、予算上の都合により必要があるときは、前項の支払限度額を変更することができる。

（契約保証金）
第７条　甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金を免除するものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）
第８条　乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者（乙の子会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和２５年政令第３５０号）第１条の３に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。
２　前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の乙に対する弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第４２条の２に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（下請け、委託等の禁止）
第９条　乙は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
２　乙は、原則として本業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により甲と協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
３　前項ただし書により甲が承認した場合には、承認を得た第三者も前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置を執らなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
４　第２項ただし書により甲が承認した場合でも、乙は甲に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。
５　第２項ただし書にかかわらず、乙は、第２６条第２項第１３号から第１７号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）とすることができない。
６　乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。なお、この場合において、乙は、甲に対して損害賠償その他名目のいかんを問わず金銭を要求することができないものとする。
７　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

（１）下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の締結する契約を承認したとき。
（２）正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し下請負人等が締結した契約を解除させるためにとりうる措置を講じないとき。
８　前項の場合、乙は甲が実際に被った損害について、第３１条に規定する損害賠償責任を免れない。

（従事者の限定）
第 10 条　乙は、従事者を限定して本業務を行うものとする。
２　乙は、甲から申し出があった場合は、甲に対し、前項の従事者を書面により通知しなければならない。
３　甲は、前項により乙から通知を受けた従事者の中に本業務の遂行について著しく不適当な者がいると認める場合には、乙に対し、その理由を付して通知し、必要な措置を要求することができるものとする。
４　乙は、自己の事由により第２項により甲に通知した従事者を変更する場合には、甲に対し、変更理由及び変更従事者名を事前に書面にて通知し、甲の承認を得るものとする。

（応札条件の維持）
第 11 条　乙は､本契約が終了するまで仕様書に定める応札者の条件を維持しなければならない。

（秘密の保持）
第 12 条　乙は、甲の与えた指示及び本契約の遂行上知り得た甲の秘密情報（書面等をもって甲が乙に提供した情報及び乙が甲の施設内又はそれに準ずる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを本契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。
２　乙は、本業務、本物品及び前項にて秘密保持義務を負っている甲の秘密情報が化体された成果物、ソフトウェア、図面、書類、データ等を、本契約の履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。
３　乙は、自らの従事者その他の者に対して、本条の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。
４　乙が本条の義務に違反した場合には、甲は乙に対して、契約金額の１００分の３０に相当する金額を違約罰として請求することができる。この場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第３１条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。
５　個人情報に関する取扱については、別紙１の取扱いを遵守しなければならない。
６　前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

（費用負担）
第 13 条　本業務の遂行に要する一切の費用は、乙の負担とする。

（監督）
第 14 条　甲は、本契約の履行に関し、甲の指定する監督職員（以下「監督職員」という。）に、乙の本業務の遂行を監督させ、又は必要な指示をさせることができる。
２　乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

３　甲は、第９条第２項ただし書の規定により承認した場合には、乙に対し、本契約上の義務の履行に関して為された乙と第三者との間の契約内容の開示を要求することができるものとする。

（事情変更）

第 15 条　甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合には、協議して本契約の全部又は一部を変更することができる。なお、乙から労務費、原材料費又はエネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合には、その可否について迅速かつ適切に協議するものとする。

２　前項の場合において、本契約に定める条項を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

（保守）

第 16 条　乙は、甲が本物品を良好な状態で使用できるよう、定期的に点検・調整等を実施するほか、障害が発生した場合には、速やかに必要な修理を行う等、仕様書に記載する保守の責めを負うものとする。

２　前項の保守に係る一切の費用は乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重大な過失により修理又は調整の必要が生じた場合には、乙は、甲に対し、その修理費又は調整費を請求することができるものとする。

（定期検査）

第 17 条　乙は、賃貸借機器撤去・回収、データ作業に係るすべての業務を終了したときは納入物件を添えて速やかに甲に報告しなければならない。

２　乙は、運用業務については各会計年度経過後、賃貸借業務については各月経過後、当該期間に係る業務の終了を速やかに甲に報告しなければならない。

３　甲は、第１項及び第２項の報告を受けた日から１０日以内に、甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）により、本業務につき定期検査（以下「定期検査」という。）を実施しなければならない。

４　甲の要求があった場合には、乙は、甲の実施する定期検査に立ち会うため、乙の要員を派遣しなければならない。

５　乙は、定期検査に合格したときをもって当該月分の本業務を完了（以下「本業務の完了」という。）したものとする。

６　検査に合格しなかった場合については、乙は、検査職員の指示に従い、検査職員の指定する期間内に本業務を履行し、再度検査を受けなければならない。

７　第４項及び前項に係る一切の費用は、乙の負担とする。

（随時検査）

第 18 条　甲は、前条に規定する定期検査のほか、必要に応じ、乙の本業務の履行について、検査職員により検査（以下「随時検査」という。）を行うことができるものとする。

２　前条第４項、第６項及び第７項の規定は、本条において準用する。

（契約金額の請求及び支払）

第 19 条　乙は、賃貸借機器撤去・回収、データ作業を完了したときは、甲があらかじめ定める

書式又は甲に事前に提出してその承認を得た乙の書式による支払請求書をもって、完了した業務に相当する契約金額の支払を別紙２のとおり甲に請求するものとする。

２　乙は、各会計年度経過後、及び各月経過後、完了した業務に相当する契約金額の支払を甲があらかじめ定める書式又は甲に事前に提出してその承認を得た乙の書式による支払請求書をもって、別紙２のとおり甲に請求するものとする。

３　前２項の請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

４　甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、受理した日から３０日以内に、乙の金融機関の口座へ振込みにより支払わなければならない。

５　前項の期限内に甲の支払がないときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）の定めるところによる。

（契約終了後における説明等）

第 20 条　乙は、本業務の完了後においても、甲から本業務の内容について説明又は資料の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

（善良な管理者としての義務）

第 21 条　甲は、本物品（複製物等を作成した場合には、それらを含む。この条において同じ。）の保持等につき、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

２　甲は、本契約に基づく本物品の賃借権（プログラム・プロダクトの使用権を含む。）を第三者の権利の目的物とすることはできないものとする。

３　甲は、乙から別途使用権の許諾を得た場合を除き、本契約により使用権の許諾を受けたプログラム・プロダクトを本物品以外の機器において使用することはできないものとする。

（損害保険）

第 22 条　乙は、事故等があった場合にも本契約の履行が可能となる範囲で賃貸借物件に対する損害保険を乙の負担により付保するものとする。

（納入物品の品質保証）

第 23 条　乙は、納入物品が甲において仕様書記載の使用目的に使用されることを認識し、かつ、納入物品を甲があらかじめ承認した条件下での乙の定める使用環境下において、仕様書記載の性能、機能等の品質（ 以下「納入物品の品質基準」という。）を発揮するものであること、さらに、納入物品の品質基準に障害が生じた場合には、国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのあることを認識し、このような認識のもとで、納入物品の品質基準を甲に対して保証するものとする。

（知的財産権等の権利侵害）

第 24 条　乙は、納入物品に関し、国内外の第三者が所有する著作権、特許権、回路配置利用権、ノウハウを含む知的財産権等（公告又は公開中のものを含む。以下「知的財産権」という。）を侵害するおそれがある場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項について調査を行い、これを甲に報告しなければならない。

２　乙は、前項の知的財産権に関して、権利侵害の紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟手続に限られない。）、その責任及び負担において、その紛争を処理及び解決するものとし、甲に対し、一切の損失を被らせないものとする。

（乙の契約不適合責任及び品質保証義務違反）

第 25 条　甲は本業務を完了した日から起算して１年以内に、本業務に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）を発見し、乙に対してその旨を通知したときは、乙に対して乙の負担において相当の期間を定めて甲の承認及び選択した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　甲は、前項の各請求とともに、又はこれに代えて損害賠償を請求することができる。本項によって賠償を請求することができる損害は、本業務の契約不適合を原因として、甲に発生した次の各号の費用、負担、その他の損害（以下「損害等」という。）で本業務の契約不適合と相当因果関係のあるものに限る。

（１）本業務の契約不適合の改修に要する期間中、本業務の甲の使用目的を達成するために要した内部人件費等の一切の費用

（２）本業務の契約不適合を原因として、本業務が本来予定される基準を下回る性能、機能しか発揮せず、それを主たる原因として、甲の使用目的の遂行に支障が生じ、その結果を回復するために、甲が要した人件費、外部業者委託費等の一切の費用

（３）契約不適合を原因として、甲の提供する行政サービスに障害が生じ、その結果、その行政サービスの受領者（以下「国民等」という。）から、クレーム、訴訟手続、その他の不服申立て等（以下「不服申立て等」という。）が提起された場合において、甲が国民等に支払いを命ぜられた金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用

３　第１項の場合において、甲が相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、甲は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

（１）履行の追完が不能であるとき。

（２）乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、甲が本項本文の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

４　第１項に定める期間経過後といえども、乙の責に帰すべき事由が原因となった本業務の重大な契約不適合及び乙の故意又は重大な過失による契約不適合が発見され、又は発生した場合には、甲は、乙に対して本契約の解除ができるほか、第１項ないし第３項に基づく各請求ができるものとする。

５　前各項の規定は、本契約終了後においても適用されるものとする。

（解　除）

第 26 条　甲は、自己の都合により、乙に対し１か月の予告期間をもって書面により通告し、本契約を解除することができる。

２　甲は、乙に次の各号に該当する事由が生じ、甲がこれにより乙による本契約上の義務の履行に支障が生じると認められるときは、甲は、何らの通知又は催告を要せず、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

（１）本契約に違反し、相当の期間を定めて催告しても違反事実が是正されないとき。

（２）相当な理由なく、期間内に本契約を履行する見込みがないと認められるとき。

（３）甲に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
（４）財産状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる事由があるとき。
（５）本業務の履行に著しい遅延のあったとき。
（６）第１７条及び第１８条に規定する再検査を経ても検査に合格する見込みがないと認められるとき。
（７）契約不適合により契約の目的を達することができないとき又は第２３条に規定する甲の請求に応じないとき。
（８）監督官庁から営業許可等の取消、停止等の処分を受けたとき。
（９）自己の財産について、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立てがあったとき。
(10) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
(11) 手形、小切手の不渡り等、支払停止、支払不能等の事由が生じたとき。
(12) 解散の決議をしたとき。
(13) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
(14) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
(15) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
(16) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
(17) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
(18) 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為をしたとき。
(19) 自ら又は第三者を利用して、法的な責任を超えた不当な要求行為をしたとき。
(20) 自ら又は第三者を利用して、取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為をしたとき。
(21) 自ら又は第三者を利用して、偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為をしたとき。
(22) その他、第１８号から第２１号に準ずる行為をしたとき。

３　甲が前項の規定により本契約を解除した場合、乙に対して、契約金額の１００分の３０に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。

４　乙が、本契約で別途定める場合を除き、本契約上の規定に違反した場合には、甲は、第１項の解除をしない場合でも、乙に対して契約金額の１００分の３０に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。

５　前２項の場合、乙は、甲が実際に被った損害について、第３１条に規定する損害賠償責任を免れないものとする。

（本契約の任意解約等）

第 27 条　甲は、必要に応じて本契約の内容を変更し、又は本契約を一時中止し、若しくは打切ることができるものとする。

２　甲が前項により本契約の内容変更又は一時中止若しくは打切りをした場合には、甲は、乙の

要求により次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に規定する費用を補償するものとする。

（１）本契約の内容変更の場合　合理的な追加費用

（２）本契約の一時中止又は打切の場合　当該時点までに乙に発生した合理的な費用

３　前項の場合において、乙は、甲に対して前項の費用以外に損害賠償その他名目のいかんを問わず金銭を要求することができないものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第 28 条　甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第７条若しくは第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）、第７条の９第１項、第２項若しくは第２０条の２から第２０条の６の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（２）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

２　乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第 29 条　乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約予定総額の１００分の１０に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条若しくは第８条の２（同法第８条第１号又は第２号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令に係る行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき。

（２）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）、第７条の９第１項、第２項又は第２０条の２から第２０条の６の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第６３条第２項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。

（３）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の４第７項若しくは第７条の７第３項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

（４）乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは第１９８条又は独占禁止法第８９条第

１項若しくは第９５条第１項第１号の規定による刑が確定したとき。

２　乙は、前項第４号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約予定総額の１００分の１０に相当する額のほか、契約予定総額の１００分の５に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

（１）公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第７条の２第１項（同法第８条の３において読み替えて準用する場合を含む。）、第７条の９第１項又は第２項の規定による納付命令（独占禁止法第７条の３第１項、第２項又は第３項の規定の適用がある場合に限る。）を行い、当該納付命令に係る行政事件訴訟法に定める期間内に抗告訴訟の提起がなかった（同訴訟が取り下げられた場合を含む。）又は当該訴訟の提起があった場合において同訴訟についての訴えを却下し、若しくは棄却の判決が確定したとき（独占禁止法第６３条第２項の規定により当該納付命令が取り消された場合であっても影響を及ぼさない。）。

（２）当該刑の確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが認定されたとき。

（３）乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

３　乙は契約の履行を理由として、前２項の違約金を免れることができない。

４　第１項及び第２項の規定は、第３１条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

（調査）

第 30 条　甲は必要と認める場合には、期限を示して、乙にその業務若しくは資産の状況に関し報告若しくは帳簿書類その他の資料の提出を求め、又は甲の指定する者（甲と契約関係にある公認会計士等を含む。）を乙の営業所、工場その他の関係場所に派遣して必要な調査をさせることができるものとする。

２　乙は、前項に規定による報告及び資料の提出並びに調査に協力しなければならない。

３　第１項の規定による報告若しくは資料の提出又は調査に関して、乙が報告若しくは資料の提出をせず、若しくは乙が虚偽の報告若しくは資料を提出し、又は乙が調査に協力しない場合には、甲は、乙に対して、契約金額の１００分の３０に相当する金額を違約罰として請求することができるものとする。

４　前項の場合において、乙は、甲が実際に被った損害について、第３１条に規定する損害賠償を免れないものとする。

（損害賠償）

第 31 条　乙は、債務不履行に基づき甲に損害を与えた場合は、甲に対し、一切の損害を賠償するものとする。

２　前項の損害には、甲が乙に対し履行を求める一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において甲が国民等に支払いを要する金額及び甲が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

（賠償金等の徴収）

第 32 条　乙がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から契約金額支払の日までの日数に応じ「国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）」に定める率で計算した利息を付した額と、甲の支払うべき契約金額とを相殺し、なお不足があるときは

追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数に応じ「国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）」に定める率で計算した額の遅延損害金を徴収する。

（不当介入に関する通報・報告）

第 33 条　乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（紛争の解決）

第 34 条　本契約について、甲と乙との間で協議を要するものにつき協議が整わないとき、又は甲と乙との間に紛争が生じたときは、甲の所在地を管轄する地方裁判所に調停の申し立てを行い、甲と乙双方ともこれに服するものとする。

２　前項の規定による解決のために要する一切の費用は、甲と乙の平等の負担とする。

（法律、規格等の遵守）

第 35 条　乙は、本契約上の義務の履行に関して必要とされる法令、規格等の一切を遵守し、その適法性を確保するものとする。

（人権尊重努力義務）

第 36 条　乙は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月 13 日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

（補則）

第 37 条　本契約に関して疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議して決定するものとする。

本契約の締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　年　月　　日

甲　東京都千代田区霞が関３－１－１
支出負担行為担当官
財務省大臣官房会計課長
○　○　　○　○

乙　【　落　札　者　】

（別紙１）

個人情報に関する取扱い（第１２条第５項）

（定義）

第１条 本契約における個人情報とは、甲から乙に開示又は提供される情報のうち、生存する個人に関する情報であって当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述、又は個人別に付された番号、記号その他の符号、画像若しくは音声等によって当該個人を識別できるもの（当該情報だけでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それによって当該個人を識別できるものを含む。）として甲が指定する情報をいう。

（秘密保持）

第２条　乙は、甲の事前の書面による承諾なく、いかなる方法によっても個人情報を第三者（乙の子会社（会社法第２条第１項第３号に規定する子会社をいう。）である場合を含む。以下同じ。）に開示又は提供等してはならないものとする。

２　甲は前項の承諾を求められた場合、必要に応じて第三者との契約書案の写し、その他甲の指定する書類の提出を乙に求めることができるものとする。

３　乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本契約書と同等の義務を課さなければならない。なお、第三者が個人情報の紛失、破壊、盗用、改竄及び漏洩などの事故等（（以下「事故等」と言う。）故意、過失を問わない。）を発生させ、甲又は個人情報から識別される個人に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。

（個人情報の使用）

第３条　乙は、個人情報を本件業務の遂行に必要な範囲に限り使用できるものとする。

（複製等）

第４条　乙は、個人情報を本件業務遂行に必要な場合であって、かつ、甲の事前の書面による承諾がある場合に限り、複製又は加工をすることができるものとする。

２　乙は、前項により複製又は加工した個人情報についても、本契約書上の個人情報として取扱うものとする。

（管理）

第５条　乙は、個人情報の漏洩、滅失、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

２　乙は、前項にて実施する安全管理措置のうち、少なくとも次の各号を定め甲の承認を得るものとし、甲が更に安全管理措置を指定する場合にはこれを実施するものとする。

（１）個人情報の取扱い責任者
（２）個人情報に接する従業員その他本件業務遂行に従事する者
（３）個人情報の授受、移送方法
（４）個人情報の保管場所及び保管・管理（以下「保管等」と言う。）の方法
（５）個人情報の具体的な取扱手順及び利用方法
（６）個人情報の取扱いに使用する装置、機器、触体等への技術的安全装置の内容
（７）従業員等への個人情報保護の教育、訓練の実施の有無等

３　乙は、本件業務を遂行するために個人情報に接する必要のある従業員その他、業務遂行に従事する者（以下「従業員等」と言う。）以外の者が個人情報に接することのないように個人情報を保管等するものとし、また、乙の責任において個人情報に接する従業員等に本契約の義務を遵守させなければならない。

（個人情報の取得）

第６条　乙は、本件業務の遂行上、甲から指示がある場合を除き乙自ら個人情報に該当する情報を取得してはならない。なお、乙が個人情報の取得を要すると判断した場合には、甲に通知のうえ甲の指示に従うものとする。なお、甲が乙の個人情報の取得を必要と認める場合には可能な限り個人情報を特定し、その指示は文書にて行うこととする。

（問合せ等）

第７条　乙は、個人情報に関する開示、訂正、利用停止等の請求又は問合せを受けた場合、直ちに甲に連絡のうえ、甲の指示に従わなければならない。

（個人情報の返還）

第８条　乙は、甲の要求がある場合、又は本件業務が終了した場合、甲の指示に従い乙の責任と負担において個人情報を甲に返還、破棄若しくは消去しなければならない。なお、甲の求めに応じ、破棄、消去の方法、完了日等を甲に報告するものとする。

（事故発生時の対応等）

第９条　乙は、個人情報に関する事故等の発生、若しくはその恐れがあることを知った場合、直ちに甲に連絡し、甲の指示の下に、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。なお、事故等の発生により甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償しなければならない。

２　前項の規定に関わらず、個人情報の情報主体との関係などから乙自ら上記の対応策を講ずることが必要と判断するときは、乙の責任と負担において対応策を講ずるものとする。ただし、その場合であっても事後甲に報告し了解を得るものとする。なお、乙自らの対応策についても甲が指示する場合は、甲の指示に従うものとする。

３　前２項における連絡及び対応策の実施は乙の債務不履行に係る責任を免除するものではない。

（再委託の取扱）

第 10 条　乙は、甲の書面による承諾がなく、本件業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　甲は、前項の承認を求められた場合、必要に応じて乙に対し、第三者との契約書の写し、その他甲の指定する書類の提出を求めることができるものとする。

３　乙は、甲の事前の書面による承諾を得て第三者に対し本別紙１と同等の義務を課さなければならない。また、当該第三者が事故等を発生させた場合であっても甲又は情報主体本人に損害を与えた場合には、乙はその損害を賠償するものとする。

（監査）

第 11 条　乙は、本件業務期間中、少なくとも６ヶ月に１回又は甲が求めた場合はその都度、第２条から第４条並びに第５条にて実施する安全管理措置の実施状況を甲に報告するも

のとする。

2　甲は、乙の業務の履行場所、施設等に立ち入り、本別紙１上の義務の遵守状況を確認できるものとする。なお、立ち入りの方法等については甲と乙で協議するものとする。

3　甲は、前各項の結果、不備等が確認された場合、必要な指示を行うことができるものとする。

4　第１項又は第２項の結果、事故等が発生する蓋然性が高い不備があると甲が判断した場合、或いは第３項の指示後相当の期間経過後においても不備が是正されない場合、又は指示に従わない場合、甲は直ちに無償にて本件業務の全部又は一部を解除できるものとする。また、甲に損害が生じた場合には、乙は、その損害を賠償しなければならない。

別紙３

歳入金連携システムに係る
運用業務及び賃貸借
（令和９年１月～令和９年１２月）
調達仕様書

令和８年10月

財務省

目次

第１章　調達案件の概要 4
１．調達件名 4
２．調達の背景 4
３．調達目的及び調達の期待する効果 4
４．業務・情報システムの概要 4
５．契約期間 4
⑴　運用業務 5
⑵　賃貸借（保守業務を含む） 5
６．作業スケジュール 5
第２章　調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等 5
１．調達案件及びこれと関連する調達案件 5
２．調達案件間の入札制限 6
第３章　作業の実施内容 6
1. 運用業務 6
⑴　前提事項、制約事項等 6
⑵　定常時対応 7
⑶　財務省 GSS 連携システムへの移行に関する作業 9
⑷　障害発生時対応 9
⑸　賃貸借機器の撤去 10
⑹　原状回復 10
⑺　引継ぎ等 10
2. 賃貸借（保守業務を含む） 10
⑴　機器等の賃貸借 10
⑵　定常時対応 10
⑶　障害発生時対応 11
⑷　賃貸借機器回収 11
⑸　引継ぎ等 11
3. 成果物 11
⑴　運用業務 12
⑵　賃貸借（保守業務を含む） 12
⑶　納品方法 13
⑷　納品場所 13
⑸　情報資産管理標準シートの提出 13
第４章　満たすべき要件に関する事項 14
第５章　作業の実施体制・方法 14
１．全体体制 14
２．受注者の体制 15
⑴　運用業務及び賃貸借（保守業務を含む） 15
⑵　受注者の体制に関する留意事項 16
３．担当者に求める資格等の要件 16
⑴　運用管理者 16
⑵　運用担当者 16
４．作業場所等 16
５．作業の管理に関する要領 17
⑴　運用業務及び賃貸借（保守業務を含む） 17
⑵　機器等の搬入及び搬出 17
⑶　プロジェクト計画書 17
第６章　作業の実施に当たっての遵守事項 17

１．機密保持、資料の取扱い 17
２．個人情報の取扱い 18
３．遵守する法令等 19
第７章　成果物の取扱いに関する事項 20
１．知的財産権の帰属 20
２．契約不適合責任 21
３．検収 21
第８章　入札参加資格に関する事項 21
１．公的な資格や認証等の取得 21
２．受注実績 23
３．入札制限 23
第９章　再委託に関する事項 23
１．再委託の制限及び再委託を認める場合の条件 23
２．承認手続き 23
３．再委託先の契約違反等 23
第１０章　その他特記事項 24
１．全般 24
第１１章　附属文書 24
１．別紙 25
２．別添資料 25
３．事業者が閲覧できる資料一覧表 25
４．閲覧要領 25

第１章　調達案件の概要

１．調達件名

歳入金連携システムに係る運用業務及び賃貸借（令和９年１月～令和９年１２月）

２．調達の背景

財務省大臣官房文書課情報管理室（以下「情報管理室」という。）で運用を行っている歳入金連携システムは、申請手続等に係る手数料等の電子納付を行う場合に必要となる納付番号や納付状況といった情報を、財務省会計センターが管理する歳入金電子納付システムと連携して処理を行うシステムである。

現行の歳入金連携システムの運用業務期間及び賃貸借（保守業務を含む）期間が令和 8 年 12 月 31 日までとなっていることから、賃貸借（保守業務を含む）及び運用業務に関する請負契約を更新する必要がある。また、令和 9 年 6 月頃には、接続先が財務省行政情報化 LAN システムから GSS 連携システムに変更となることから、財務省 GSS 連携システムへの接続に係る対応も求められる。そのため、本仕様書では、更新にあたり機器等に求められる機能要件等及び運用業務に関する各作業において求められる要件等について記述する。

３．調達目的及び調達の期待する効果

本調達は、現行歳入金連携システムの機能要件の変更を伴わない運用業務契約及び賃貸借（保守業務を含む）契約の更新となるため、現行歳入金連携システムと同等の安定運用を維持することを目的とし、安定運用を行うことにより、申請手続等が滞りなく処理されることを期待している。

４．業務・情報システムの概要

歳入金連携システムは、申請手続等に係る手数料等の納付の際、インターネットバンキング・ATM 等を利用して、電子納付する場合に必要となる納付番号や納付状況といった情報を、財務省会計センターが管理する歳入金電子納付システムと連携して処理を行うシステムである。

行政手数料等の電子納付に係る電文の入出力、転送等においては、アプリケーションプラットフォームを用いたデータ交換及びデータ管理を行っている。

本システムの概要図は、「別添資料 1　ネットワーク構成図」及び「別添資料 2　システム関連図」に示したとおりである。

５．契約期間

契約期間は契約締結の日から令和 10 年 1 月 31 日までとし、運用業務及び賃貸借（保守業務含む）の期間は以下のとおりとする。なお、運用業務及び賃貸借（保守業務含む）の提供にあたって設計・構築が必要となる場合は、別冊「要件定義書」の要件を満たした設計・構築実施計画書及び設計・構築実施要領を作成し、PJMO の承認を得た上で設計・構築を行い、以下のとおり業務を開始すること。

⑴　運用業務

(ｱ)　運用業務期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで

(ｲ)　賃貸借機器撤去・データ消去作業期間

令和 10 年 1 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日まで

⑵　賃貸借（保守業務を含む）

(ｱ)　賃貸借期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで

(ｲ)　賃貸借機器回収期間

令和 10 年 1 月 1 日から令和 10 年 1 月 31 日まで

6．作業スケジュール

作業スケジュールは次のとおり想定している。

図表 1-1　作業スケジュール



第 2 章　調達案件及び関連調達案件の調達単位、調達の方式等

1．調達案件及びこれと関連する調達案件

調達案件及びこれと関連する調達案件の調達単位、調達の方式、実施時期等は「図表 2-1　本調達及びこれと関連する調達の一覧」のとおりである。

なお、実施時期が過日となっているもの以外の調達方式及び実施時期は現時点での予定である

ため、今後変更となる可能性がある。

図表 2-1　本調達及びこれと関連する調達の一覧

項番	調達案件名	調達の方式	実施時期
1	歳入金連携システムに係る運用業務及び賃貸借 (令和 9 年 1 月～令和 9 年 1 2 月）（本調達）	未定	公募公告　：2026 年 10 月 参加意思確認書提出期限：2026 年 11 月
2	行政 LAN(ネットワーク基盤)業務　一式	一般競争入札 (総合評価落札方式(加算方式))	契約済み
3	次期歳入金連携システム　一式	一般競争入札 (総合評価落札方式(加算方式))	入札公告(官報公示)　：2027 年 1 月 落札者決定　：2027 年 3 月
4	財務省 GSS 連携システム	一般競争入札 (総合評価落札方式(加算方式))	契約済み

2．調達案件間の入札制限

本調達に関して調達案件間の入札制限はない。

第 3 章　作業の実施内容

1. 運用業務

⑴　前提事項、制約事項等

ア　システム操作・監視等として、運用管理サーバ等により、運用設計書等において規定するシステム監視（アプリケーションの監視を含む)、利用状況の確認、セキュリティ監視等を行うこと。

イ　各種サーバ、歳入金連携サーバ用コンソール等におけるウイルス検知等の情報セキュリティ上の問題となる事象について、運用管理サーバ等により発生状況及び対応状況の監視を行うこと。

本システムを踏み台として使われた場合の影響を極小化するために、踏み台として使われたことを検出した場合には、受注者は、即座にネットワークより遮断する、問題が発生している各種サーバ、歳入金連携サーバ用コンソール等のみ切り離す等の対応について、財務省行政情報化 LAN システムヘルプデスク担当者及び財務省 GSS 連携システム担当者（以下「ヘルプデスク担当者等」という。）と協働して作業を行うこと。

ウ　データのバックアップ作業は、各サーバに設定したスケジュールに基づき、自動的かつ定期的に実施すること。必要に応じて、ヘルプデスク担当者等が、オペレータ手順書に基づいて、テープ交換等の作業を実施する予定である。

エ　機器、OS 等の障害により、データのリストアが必要となった場合には、リストア作業を実施すること。

目標復旧時点としては、障害等が発生した 1 日（24 時間）前以降のデータ状態を復元できること。

オ　会議を開催した際には、会議終了後、2 開庁日以内に議事録を作成し、PJMO の承認を受け

ること。

カ　財務省本庁舎における作業の実施に際し、事前に作業計画書（作業日時、作業場所、作業内容、作業担当者等）を作成し、PJMO、関係部局等と調整・協議のうえ、承認を得る旨を明記すること。作業の実施後速やかに、作業結果報告書を作成し、PJMO、関係部局等に報告する旨を明記すること。

キ　運用業務期間中、原則として、財務省本庁舎内の常駐は不要とする。

⑵　定常時対応

定常時は、PJMO の承認を得た運用設計書、運用・保守マニュアル、オペレータ手順書等に基づき、対応を行うこと。

ア　運用サポート業務

(ｱ)　ヘルプデスク担当者等からの問合せ対応

ヘルプデスク担当者等は、開庁日の 9 時から 19 時まで、オペレータ手順書等に基づく作業を含めたヘルプデスク業務等を実施する予定となるため、受注者は、当該時間帯におけるヘルプデスク担当者等からの問合せ（ヘルプデスク担当者等において対応し切れない障害等としてエスカレーションされたインシデントの受付を含む）対応を行うこと。

(ｲ)　教育

A　受注者は、運用業務期間中に、ヘルプデスク担当者等が変更となる場合に、変更後のヘルプデスク担当者等向けに、本システムの概要、オペレータ手順書等に基づく作業を含めたヘルプデスク業務等の説明を行うこと。

B　変更後のヘルプデスク担当者等の業務開始時に、打ち合わせ形式で行うこととし、オペレータ手順書等を用いて、説明を行うこと。

イ　業務運用支援

受注者は、業務運用支援として、以下に示す作業を行うこと。

これらの作業状況等については、運用設計書等において規定する月次運用業務報告書等に記載し、PJMO への報告を行うこと。

(ｱ)　一元窓口の設置

運用業務及び賃貸借（保守業務を含む）を含めた一元窓口を設置し、前述「ア(ｱ)　ヘルプデスク担当者等からの問合せ対応」、PJMO からの障害連絡の受付、PJMO からの問合わせ等の受付等を行うとともに、インシデント管理を行うこと。

一元窓口の設置時間帯は、開庁日の 9 時から 19 時までとし、運用業務にて対応するもの、賃貸借（保守業務を含む）にて対応するもの等の切り分けを行い、速やかに対応指示を出すこと。

(ｲ)　機器等の脆弱性等への対応

賃貸借（保守業務を含む）側から提供された機器等の脆弱性等に関する最新情報、パッチ等を踏まえ、本システムへの適用可否を見極めるための作業（実機検証を含む）を行ったうえで、適用可の場合には、パッチ等の適用作業を行うこと。

機器等の脆弱性等への対応に備え、以下に示す事項について、運用設計書、運用・保守マニュアル等に記載すること。

○　対策の必要性
○　対策方法
○　対策方法が存在しない場合の一時的な回避方法
○　対策方法又は回避方法が情報システムに与える影響
○　対策の実施予定
○　対策試験の必要性
○　対策試験の方法
○　対策試験の実施予定　等

(ｳ)　月次報告

月次報告として、運用設計書等において規定する月次運用業務報告書を作成し、PJMO にメール送付にて報告すること。

障害発生等の特記事項がある場合には、打ち合わせ形式で報告すること。

(ｴ)　運用文書の改定

基本設計書、運用設計書、詳細設計書、運用・保守マニュアル、オペレータ手順書等の運用文書（運用設計書等において規定）は、運用業務期間中、適宜見直しを行い、都度、PJMO の承認を得ること。

(ｵ)　定期点検作業

定期点検作業として、運用設計書等において規定する以下に示す作業を行うこと（実施頻度は目安）。

A　アカウントの確認

賃貸借の対象となる機器等のアカウントの利用状況について、年１回以上確認を行い、不要なアカウントの削除やパスワードポリシーの見直しを行うこと。

B　パッチ適用状況の確認

賃貸借の対象となる機器のファームウェア、OS 及びソフトウェアのバージョン及びパッチの適用状況について、年１回以上適切に適用されているかの確認作業を行うこと。

C　サービスレベル合意事項の見直し

運用設計書に記載しているサービスレベル合意事項について、適宜見直しを行い、必要に応じて改定すること。

D　計画停止に対する支援

賃貸借の対象となる機器が設置されている施設において、法定点検等により各機器の

停止及び起動が必要な場合は、これを支援すること。

(ｶ)　連携先システムの接続に関する作業

連携先システムの新規接続、更改、廃止等がある場合には、本システムに関する問合わせ対応（所定の様式を使用）、動作確認作業等を行うこと。

また、必要に応じて設定変更作業を行うこと。

(3)　財務省 GSS 連携システムへの移行に関する作業

受注者は、令和 9 年 6 月頃に予定されている財務省 GSS 連携システムへの接続先の変更に際し、本システムに関する問合せ対応（所定の様式を使用）、動作確認作業等を行うこと。なお、財務省 GSS 連携システムへの接続方法については、「閲覧資料 12　財務省 GSS 連携システム接続ガイドライン」を参照すること。また、本件作業に際して運用管理システム設計書等に変更が生じる場合は、変更した文書についても提出すること。

(4)　障害発生時対応

障害発生時は、PJMO の承認を得た運用設計書、運用手順書等に基づき、対応を行うこと。

受注者は、障害発生時の対応として、以下に示す障害発生時報告、復旧作業、障害報告等を行うこととし、障害のレベルに応じた作業担当者を確保し、迅速な復旧作業を行うこと。

ア　障害発生時報告

受注者は、障害発生（障害発生の予兆検知を含む）の際、速やかに PJMO に報告すること。

イ　復旧作業

受注者は、障害事象の確認、障害箇所の特定、障害原因の調査、復旧に向けた作業の切り分け等を迅速に行い、PJMO と調整・協議のうえ、PJMO の承認を得た復旧作業等を行うこと。

機器等の障害であると判明した場合は、賃貸借（保守業務を含む）側と協働して速やかに対応を行うこと。

ウ　障害報告等

受注者は、原則として、書面にて障害報告を行うこと。

障害対応状況については、運用設計書等において規定する障害報告書に、適宜、状況を追記したうえで、PJMO に報告すること。その際、必要に応じて、補足資料を添付すること。

復旧作業等について、暫定的な対応となっている場合は、速やかに恒久的な対応を検討し、PJMO と調整・協議のうえ、PJMO の承認を得た対応を行うこと。

復旧作業等が全て完了した時点において、再発防止策等を含めた最終的な障害報告書を作成し、PJMO に報告すること。

再発防止策には、運用文書の改定等の作業を含めるとともに、再発防止策の対応状況については、月次運用業務報告書に記載し、PJMO に報告すること。

エ　留意事項

(ｱ)　障害が発生した場合は、受注者が復旧作業を行うこととなるが、オペレータ手順書に従って、ヘルプデスク担当者等が復旧作業を行うことが可能となる場合には、この限りではない。

(ｲ)　機器等の障害については、機器等の復旧後、従来の稼働状況に戻すための設定又はデータのリストア作業を行うこと。

(ｳ)　アプリケーションの障害については、速やかに修正を行い、各種テスト結果に問題のないことを報告したうえで、プログラムの更新を実施すること。

(ｴ)　開庁日の 9：00 から 19：00 までの時間帯以外の時間に、障害等によりサービス停止状態となった場合は、PJMO と調整・協議のうえ、サービス復旧に努めること。

⑸　賃貸借機器の撤去

受注者は、運用業務期間終了後速やかに、賃貸借機器等一覧表に記載した機器等に含まれるデータの消去作業及び当該機器等の撤去作業を行うとともに、当該作業の実施後、データ消去報告書及び撤去機器等一覧表を作成し、PJMO の承認を得ること。

⑹　原状回復

構築時に敷設したケーブル類の撤去及び処分を行う。

⑺　引継ぎ等

受注者は、次期の本システムに携わる事業者の調達、業務遂行時等における本システムに関する情報提供、次期の本システムに携わる事業者との協働作業（総合テスト、移行リハーサル本番移行等への立会い（動作確認を含む）等）等を行うこと。

2. 賃貸借（保守業務を含む）

⑴　機器等の賃貸借

受注者は、賃貸借の対象となる機器等を取りまとめた納入機器等一覧表を作成し、PJMO の承認を得ること。

賃貸借（保守業務を含む）期間中、納入機器等一覧表に記載した機器等の賃貸借を行うこと。

⑵　定常時対応

定常時は、PJMO の承認を得た運用設計書、運用手順書等に基づき、運用業務側の監理下において対応を行うこと。

定常時の機器等の保守業務は、機器の保守、ソフトウェアの保守及びアプリケーションの保守から構成される。賃貸借の対象となる機器等について、受注者は、製造元等との保守契約を締結したうえで、以下に示す作業を行うこと。

ア　機器の保守

(ｱ)　機器故障時の修理

開庁日 8:30～19:00 のオンサイト保守により、機器故障時の修理を行うこと。

(ｲ)　ドライバ等の提供

賃貸借の対象となる機器について、賃貸借（保守業務を含む）期間中、BIOS、ドライバ、OS 等に対する最新情報、パッチ等を継続して提供すること。

イ　ソフトウェアの保守

賃貸借の対象となるソフトウェアについて、賃貸借（保守業務を含む）期間中、ソフトウェアの脆弱性等に関する最新情報、パッチ等を継続して提供すること。

本調達の契約期間中、当該情報を無償にて速やかに提供する体制を確保すること。

ウ　アプリケーションの保守

機器等の脆弱性等に関するパッチ等の適用作業に伴って、アプリケーションの軽微な修正が必要となる際には、PJMO と調整・協議のうえ、修正作業を行うこと。

⑶　障害発生時対応

障害発生時は、PJMO の承認を得た運用設計書、運用手順書等に基づき、前述「1.⑶　障害発生時対応」に記載した各種作業について、運用業務側と協働して対応を行うこと。

⑷　賃貸借機器回収

受注者は、賃貸借（保守業務を含む）期間終了後速やかに、前述「1.(4)　賃貸借機器の撤去」に記載した各種作業について、運用業務側と協働し、納入機器等一覧表に記載した機器等の回収を行うこと。

⑸　引継ぎ等

受注者は、次期の本システムに携わる事業者の調達、業務遂行時等における本システムに関する情報提供、次期の本システムに携わる事業者との協働作業（総合テスト、移行リハーサル、本番移行等への立会い（動作確認を含む）等）等を行うこと。

3. 成果物

本調達における契約毎の成果物は、以下に示すとおりである。

成果物の納品期日については、本調達における作業の詳細スケジュールとあわせ、納品予定年月日を提出すること。また、提出したスケジュールと成果物の納品期日については、受注後、各種計画書等に明記したうえで、PJMO との調整、協議等を行い、作業の詳細スケジュールとあわせて、以下に示した成果物の納品期日を満たした納品年月日を確定すること。

⑴　運用業務

運用業務における成果物、納品期日等は、以下のとおりであり、受注者は、成果物について、それぞれ納品期日までに納品すること。

図表 3-1　運用業務における成果物、納品期日等

項番	成果物名		納品期日
1	前提事項、制約事項等	議事録	会議終了後、2 開庁日以内
2		作業計画書	作業実施前（原則として、2 開庁日前）
3		作業結果報告書	作業実施後（原則として、当日）
4	定常時対応	月次運用業務報告書	前月分について毎月 10 日 （閉庁日の場合は翌開庁日、令和 9 年 12 月分は令和 9 年 12 月 31 日）
5		運用文書 ※改定時のみ	改定時
6	障害発生時対応	障害報告書	障害発生時及び復旧作業等完了時
7	機器等の撤去及びデータの消去	撤去機器等一覧表	令和 10 年 1 月 31 日
8		データ消去報告書	令和 10 年 1 月 31 日
9	その他	プログラム等 ※プログラム・ソースコード、画面・帳票の定義コード、データベースの定義コード、各種コマンド、スクリプトコード、テストツール、移行ツール　等 ※改修時のみ	改修時
10		ネイティブコード ※プログラム・ソースコードを実行可能な状態に変換したもの ※改修時のみ	改修時
11		各種定義ファイル等 ※環境構築で作成したツールのソースコード、ネイティブコード、実行環境、環境定義ファイルや、アプリケーションを稼働するうえで必要となるコードテーブル用のデータ　等 ※改修時のみ	改修時
12		その他本調達に関して別途財務省が依頼する資料、作業過程における成果物等	随時

⑵　賃貸借（保守業務を含む）

賃貸借（保守業務を含む）における成果物、納品期日等は、以下のとおりであり、受注者は、成果物について、それぞれ納品期日までに納品すること。

図表 3-2　賃貸借（保守業務を含む）における成果物、納品期日等

項番	成果物名		納品期日
1	機器等の賃貸借	納入機器等一覧表	令和 9 年 1 月 4 日
2		賃貸借の対象となる機器等	令和 9 年 1 月 4 日
3	その他	その他本調達に関して別途財務省が依頼する資料、作業過程における成果物等	随時

⑶　納品方法

各成果物の納品期日においては、PJMO からの指示がない場合に限り、電子媒体で納品すること。

また、運用業務の契約終了時、賃貸借（保守業務を含む）の契約終了時に、原本一式及び複本一式（電子媒体（CD 又は DVD））を納品すること。

成果物は、原則として、日本語による記載とし、英文等による記載が含まれる場合には、和訳を添付するなどして対応を行うこと。

用字・用語・記述符号の表記については、「公用文作成の考え方（建議）（令和 4 年 1 月 7 日文化審議会）」を参考にすること。

成果物が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物の情報セキュリティの確保に留意すること。

電磁的記録媒体により納品する場合は、不正プログラム対策ソフトウェアによる確認を行うなどして、成果物に不正プログラムが混入することのないよう、適切に対処すること。なお、対策ソフトウェアに関する情報（対策ソフトウェア名称、定義パターンバージョン、確認年月日）を記載したラベルを貼り付けること。

また、電子媒体に記録する文書ファイルは、以下に示すソフトウェアにより閲覧・編集が可能なフォーマットで作成すること。

○　Microsoft Word for office365
○　Microsoft Excel for office365
○　Microsoft PowerPoint for office365
○　Acrobat Standard と同等の機能を持つ PDF 作成ソフト

⑷　納品場所

〒100-8940
東京都千代田区霞が関 3-1-1
財務省大臣官房文書課情報管理室

⑸　情報資産管理標準シートの提出

受注者は情報資産管理標準シートを作成し、PJMO の承認を得ること。

第 4 章　満たすべき要件に関する事項

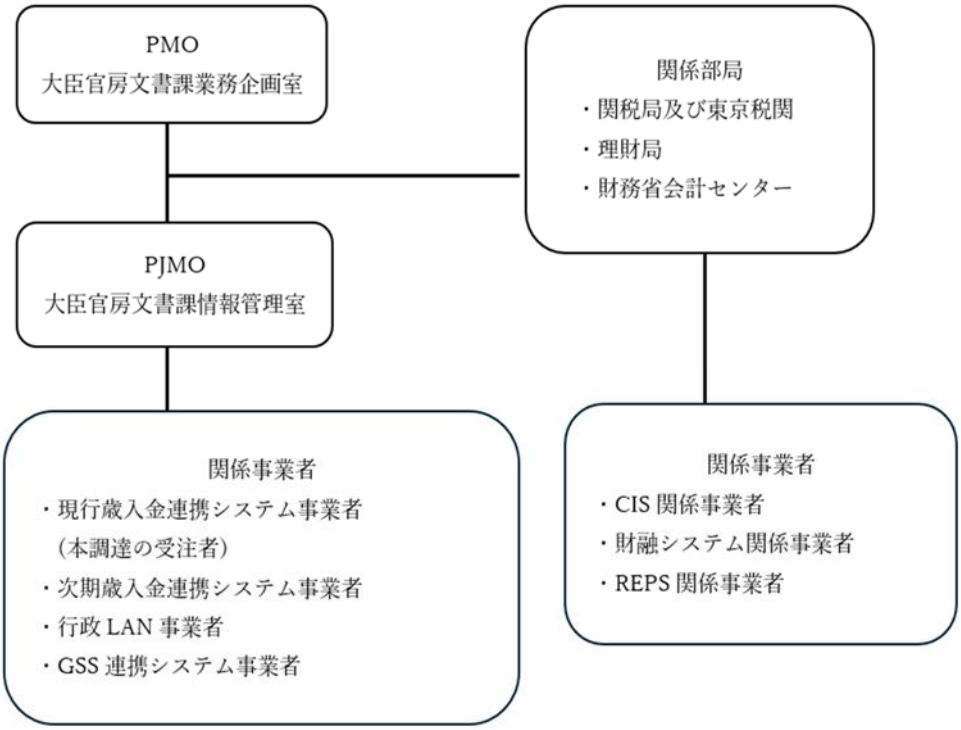
「別紙 4　歳入金連携システム　一式　別冊　要件定義書」に示す要件を全て満たすこと。

第 5 章　作業の実施体制・方法

1．全体体制

本システムに携わる組織、事業者等の主な役割は、以下の図表に示すとおりである。

図表 5-1　全体体制図



図表 5-2　組織、事業者等の主な役割

項番	組織、事業者等		主な役割
1	PJMO	大臣官房文書課情報管理室	本調達に係る業務の管理・運営を行うとともに、PMO、関係部局、関係事業者等との調整を行う。 また、各種成果物のレビュー、承認等を行う。
2	PMO	大臣官房文書課業務企画室	財務省内の IT 施策に関する全体管理の機能を担っており、PJMO に対し、指示、助言等を行う。
3	関係部局	関税局及び東京税関	CIS に関する PJMO との連絡調整窓口となる。
4		理財局	財融システムに関する PJMO との連絡調整窓口となる。
5		財務省会計センター	REPS に関する PJMO との連絡調整窓口となる。

項番	組織、事業者等		主な役割
6	関係事業者	現行歳入金連携システム事業者（本調達の受注者）	歳入金連携システムの運用業務及び賃貸借（保守業務を含む）を行う。
7		次期歳入金連携システム事業者	次期歳入金連携システムの設計・構築業務、運用業務及び賃貸借（保守業務を含む）を行う。
8		行政 LAN 事業者	行政 LAN の運用業務及び賃貸借（保守業務を含む）並びにヘルプデスク業務を行う。
9		財務省 GSS 連携システム関係事業者	財務省 GSS 連携システムに関係する業務を行う。
10		CIS 関係事業者	CIS に関係する業務を行う。
11		財融システム関係事業者	財融システムに関係する業務を行う。
12		REPS 関係事業者	REPS に関係する業務を行う。

受注者は、本システムの運用開始、安定稼動等に向けて、適宜、関係事業者との協働作業等を行うこと。なお、関係事業者との協働作業等の実施に当たっては、事前に詳細な役割分担、責任分界点等を決定したうえで、主体的に作業を実施することこと。

2．受注者の体制

⑴　運用業務及び賃貸借（保守業務を含む）

運用業務及び賃貸借（保守業務を含む）における受注者の体制図は、以下に示すとおりである。

図表 5-3　担当者とその主な役割（運用業務及び賃貸借（保守業務を含む））

項番	担当者	主な役割
1	運用責任者	運用業務及び賃貸借（保守業務を含む）の遂行に当たり、受注者として責任を持つ。 ※運用業務を遂行する主たる組織・部門の長を想定。
2	運用管理者	運用業務及び賃貸借（保守業務を含む）の全体を統括する管理者として、運用業務及び賃貸借（保守業務を含む）の全体に関する PJMO への報告、各種調整作業等を行う。
3	運用担当者	運用業務及び賃貸借（保守業務を含む）における各種作業を行う。

「図表 5-3　担当者とその主な役割（運用業務及び賃貸借（保守業務を含む））」等を踏まえた上で、運用業務及び賃貸借（保守業務を含む）における詳細な体制図を提出すること。また、提出した体制図については、受注後、各種計画書等に明記した上で、PJMO との調整、協議等を行い、運用業務及び賃貸借（保守業務を含む）における全ての担当者を明記した詳細な体制図を確定すること。

⑵　受注者の体制に関する留意事項

ア　日本語での対応が出来ること。

イ　業務を遂行させるために必要な知識及び経験を有する者を担当させること。

ウ　業務を遂行させるために十分な体制を確保するとともに、責任体制を明確にし、全社的対応を図ること。

エ　後述「３．担当者に求める資格等の要件」に記載した担当者の経歴、保有資格、実績及び国籍等は、運用設計書等に明記すること。

オ　体制を変更する必要が生じた場合には、1 か月前までに運用設計書等の改定案を提示し、事前に PJMO の承認を得ること。また、担当者の異動が発生する場合には、後任の担当者に対して、各々の業務に支障をきたさないように十分な訓練を実施した後に業務の引継を行い、PJMO に引継ぎ結果を報告すること。

カ　運用業務において、担当者の病気等やむを得ない理由により欠務が生じる場合は、その旨及び代行する担当者を速やかに報告し、PJMO の承認を得ること。

なお、代行する担当者は、当時の業務に支障をきたさないに対応出来る者に担当させること。

キ　以下に示す場合において、PJMO は、運用管理者の交代を求めることが出来る。その際、受注者は、速やかに PJMO と協議の上、運用管理者の交代等の問題解決に向けた対応を行うこと。

⑺　十分なコミュニケーション能力が無い時

⑴　業務品質が低く、問題を指摘したにもかかわらず改善が見られない時

⑼　業務を履行する上で、不適切な対応が見られる時

３．担当者に求める資格等の要件

運用業務及び賃貸借（保守業務を含む）

⑴　運用管理者

本調達における運用管理者の役割と同等の役割を担当した経験を 5 年以上有すること。

⑵　運用担当者

ア　本調達における運用担当者の役割と同等の役割を担当した経験を 3 年以上有すること。

イ　以下の項目に該当する者を 1 名以上（全てに該当する場合は 1 名でも可）含めること。

⑺　採用する OS に関する運用・保守の経験

⑴　採用するデータベースソフトに関する運用・保守の経験

⑼　採用するプログラム言語に関する運用・保守の経験

⑻　メッセージ・キューイングに関する運用・保守の経験

４．作業場所等

以下に示した財務省が提供する作業場所、その作業場所内の設備、備品、消耗品等を除き、受注者の責任において準備すること。

○　各種会議の開催場所（財務省本庁舎を想定）
○　事前に PJMO と協議し、承認を得た場所

5．作業の管理に関する要領

⑴　運用業務及び賃貸借（保守業務を含む）

受注者は、運用設計書等に基づき、運用業務及び賃貸借（保守業務を含む）に係るコミュニケーション管理、体制管理、作業管理、リスク管理、課題管理、システム構成管理、変更管理、情報セキュリティ対策、是正処置等を行うこと。また、IT サービスマネジメントにおいては、受注者内の IT サービスマネジメントシステムに基づいて、IT サービスの向上を図るとともに、情報セキュリティ対策においては、受注者内の情報セキュリティ規定等に基づいて、情報セキュリティの確保を図ること。

⑵　機器等の搬入及び搬出

財務省本庁舎に入構し、作業を実施する場合は、作業実施日の 2 開庁日前までに、PJMO へ作業届（作業日時、作業場所、作業内容、拠点作業責任者名・所属・連絡先、拠点作業者氏名・所属、入構車両の車両番号等）を提出し、承認を得ること。

作業届を提出した作業については、進捗状況等（入館、設置完了、動作確認完了、退館等の時間、不具合等の発生状況等）を日次報告書に記載し、作業日当日中に PJMO に報告すること。複数日に跨って作業を実施した場合は、作業全体の状況等についても報告すること。

受注者は、機器等の搬入及び搬出に当たって、PJMO が指定する者と搬入ルート及び入構車両に関する調整を行うこと。

財務省本庁舎内の搬入ルートにおいて、PJMO が指定する者から指示のあった箇所については、養生を行うこと。

⑶　プロジェクト計画書

受注者は、PJMO が定める「閲覧資料 11　財務省行政情報化 LAN システム等再構築プロジェクト計画書」との整合を確保して、作業を行うこと。

第 6 章　作業の実施に当たっての遵守事項

1．機密保持、資料の取扱い

⑴　業務の実施に際しては、財務省情報セキュリティポリシーの説明を受けた上、事故・不正行為対策を講ずること。

⑵　受注者は、本業務の実施時において知り得た情報の取り扱いに十分留意し、本業務以外の目的で利用しないこと。

⑶　受注者は、本業務の実施時において知り得た情報について第三者への開示や漏えい等が行われないようにすること。

⑷　本業務に従事する全員と個別に守秘義務契約を締結していること。

⑸　受注者は、本業務の実施時において、財務省の意図しない変更や機密情報の窃取等が行われな

いことを保証する管理を、一貫した品質保証体制の下で行うこと。

⑹　受注者の責に起因する情報セキュリティインシデントが発生するなどの万一の事故があった場合に直ちに報告する業務や、損害に対する賠償等の責任を負うこと。

⑺　会社全体としてセキュリティポリシーの策定・運用・教育を行い、適切な文書管理・情報管理が行われていること。

⑻　受注者側設備においては、十分な情報セキュリティを確保していることを作業計画書等の情報セキュリティ対策要領の中で明記すること。

⑼　次の事項を必ず定め、作業計画書等に記載すること。

ア　PJMO から貸し出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損の場合は直ちに PJMO に報告し、PJMO の指示に従って措置を講ずること。

イ　責任者及び監督者を定めること。

ウ　業務体制及び従事者を明確にすること。

エ　従事者の担当範囲を明確にすること。

オ　従事者への情報セキュリティに関する教育方法を明確にすること。

カ　作業場所等に関して、情報の漏えい等の防止及び情報システムのセキュリティ確保のための措置を講ずること。

⑽　適切な措置が講じられていることを確認するため、履行状況の定期的な報告を行うこと。

⑾　PJMO が必要と判断した場合、PJMO が行う情報セキュリティ監査（受注者の業務の履行場所、施設等への立ち入り検査を含む）を受け入れること。また、履行状況が不十分であると判断された場合には、改善策を実施すること。

⑿　業務の遂行中に受け取った情報について、業務終了後の返却又は抹消等を行い復元不可能な状態にすること。

⒀　上記以外にも、PJMO の提示する規程、ルール等に沿って、各種作業を進めること。

２．個人情報の取扱い

⑴　生存する個人に関する情報であり、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）は個人情報として取り扱うこと。

⑵　個人情報、個人関連情報、特定個人情報等、仮名加工情報及び行政機関等匿名加工情報（以下、個人情報等という。）の取扱いに係る事項について財務省と協議の上決定し、書面にて提出すること。なお、以下の事項を記載すること。

ア　管理体制

イ　個人情報等の管理状況の検査に関する事項（検査時期、検査項目、検査結果において問題があった場合の対応等）

⑶　本業務の遂行に際して個人情報等を取得し取り扱う場合、本業務のために定められた利用目的外の利用を厳に慎み、本業務のために供する個人情報等は他の個人情報等と分別して保管し、財務省と協議のうえで書面により定めた環境下で所定の仕様に依拠して遂行すること。また、本

業務を遂行する業務従事者にあってもこれを実効あらしめるものとするため、必要な管理監督及び教育を行うこと。

⑷　本業務の遂行において、安全性や確実性を考慮し、仕様外の個人情報等を取得し、取り扱う必要性や有用性がある場合は、財務省と協議してその妥当性を検討し、承認を得た上でこれを行うこと。また、財務省と協議の上で当該個人情報等の利用目的と性質を考慮し、保持期間を定めること。当該保持期間が経過した後は、業務仕様にしたがって遅滞なく消去し又は匿名化すること。

⑸　個人情報等を本業務のために定められた利用目的外で複製してはならない。複製する必要があると考えられる場合には、事前に財務省の承認を得ること。なお、複製の実施は必要最小限とし、複製物が不要となり次第、その内容が絶対に復元できないように廃棄・消去を実施すること。なお、受注者は廃棄・消去作業が適切に行われた事を確認し、その保証をすること。

⑹　個人情報等の取扱いに際して、その本人によるデータの入力、本人による情報システムの利用に伴うデータの生成、その他本人による関与を通じてデータ処理が行われる場合には、その処理の記録（情報システムのログによるもの等）を残すこと。

⑺　受注者が本業務のために取り扱う個人情報等に関して、利用者等から個人情報等の保護に関する法律その他適用ある法令上の請求が行われた場合には、速やかに財務省に通知してその指示を受けること。また、財務省による法令上の請求への対応のために必要な個人情報等の抽出、変更、削除その他合理的な協力を行い、これを可能とする体制及び仕様を維持すること。

⑻　作業を派遣等同社に行わせる場合を含め直接雇用していない第三者の使用人等に業務従事させる場合には、本業務の一部を再委託する場合の手続きに準じて労働者派遣契約書に秘密保持義務など個人情報等の適正な取扱いに関する事項を明記し、作業実施前に教育を実施し、認識を徹底させること。なお、受注者はその旨を証明する書類を提出し、財務省の承認を得た上で実施すること。

⑼　財務省が必要と認めた場合であってその態様が受注者の業務その他の営業を著しく妨げるものでないとき、受注者は、財務省またはこれが指定した者による個人情報等の取扱いの状況及び管理体制の監査を受け入れ、合理的に必要と認められる資料の提出を行うこと。

⑽　受注者は、本業務を履行する上で個人情報等の漏えい等安全確保の上で問題となる事案又はそのおそれのある事案を把握した場合には、直ちに被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、財務省に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応方針等について直ちに報告すること。

⑾　個人情報等の取扱いにおいて適正な取扱いが行われなかった場合は、本業務の契約解除の措置を受けるものとする。

3．遵守する法令等

⑴　法令等の遵守

受注者は、作業の実施に当たって、以下に示す法令等を遵守すること。

○　民法（明治 29 年法律第 89 号）

○　刑法（明治 40 年法律第 45 号）

○　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）
○　特許法（昭和 34 年法律第 121 号）
○　著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）
○　電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）
○　不正競争防止法（平成 5 年法律第 47 号）
○　不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律 128 号）
○　個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）　等

⑵　その他文書、標準への準拠

受注者は、以下に示す文書、ガイドライン等にも準拠して、各種作業を進めること。

○　デジタル社会の実現に向けた重点計画
○　高度サイバー攻撃対処のためのリスク評価等のガイドライン（平成 28 年 10 月 7 日　サイバーセキュリティ対策推進会議）
○　中央省庁業務継続ガイドライン
○　財務省業務継続計画
○　政府機関等における情報システム運用継続計画ガイドライン
○　行政 LAN 等運用継続計画　等

第 7 章　成果物の取扱いに関する事項

1．知的財産権の帰属

⑴　本業務における成果物の原著作権及び二次的著作物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。）は、受注者が本調達の実施の従前から権利を保有していた等の明確な理由によりあらかじめ提案書にて権利譲渡不可能と示されたもの以外は、全て財務省に帰属するものとする。

⑵　財務省は、成果物について、第三者に権利が帰属する場合を除き、自由に複製し、改変等し、及びそれらの利用を第三者に許諾することができるとともに、任意に開示できるものとする。また、受注者は、成果物について、自由に複製し、改変等し、及びこれらの利用を第三者に許諾すること（以下「複製等」という。）ができるものとする。ただし、成果物に第三者の権利が帰属するときや、複製等により財務省がその業務を遂行する上で支障が生じるおそれがある旨を契約締結時までに通知したときは、この限りでないものとし、この場合には、複製等ができる範囲やその方法等について協議するものとする。

⑶　納品される成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続を行うこと。この場合、本業務の受注者は、当該既存著作物の内容について事前に財務省の承認を得ることとし、財務省は、既存著作物等について当該許諾条件の範囲で使用するものとする。なお、本仕様に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争の原因が専ら財務省の責めに帰す場合を除き、受注者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、財務省は係る紛争等の事実を知ったときは、受注者に通知し、必要な範囲で訴訟

上の防衛を受注者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

⑷　成果物の所有権は、財務省から受注者に対価が完済されたとき受注者から財務省に移転するものとする。

⑸　受注者は財務省に対し、一切の著作者人格権を行使しないものとし、また、第三者をして行使させないものとする。

⑹　受注者は使用する画像、デザイン、表現等に関して他者の著作権を侵害する行為に十分配慮し、これを行わないこと。

２．契約不適合責任

⑴　受注者は、本調達について検収を行った日を起算日として１年間、成果物における種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という）に対して責任を負うものとする。その期間内において契約不適合があることが判明した場合には、それが PJMO の指示によって生じた場合を除き（ただし、受注者がその指示が不適当であることを知りながら、又は過失により知らずに告げなかったときはこの限りでない。）、受注者の責任及び負担において速やかに修正等を行い、指定された日時までに再度納品するものとする。なお、修正方法等については事前に PJMO の承認を得てから着手するとともに、修正結果等についても PJMO の承認を受けること。

⑵　前項の契約不適合責任期間経過後であっても、成果物等の契約不適合が受注者の故意又は重大な過失に基づく場合は、その責任を負うものとする。

⑶　財務省は、前各項の場合において、契約不適合の修正等に代えて、当該契約不適合により通常生ずべき損害に対する賠償の請求を行うことができるものとする。また、契約不適合を修正してもなお生じる損害に対しても同様とする。

⑷　財務省は、前各項の場合において受注者に対して相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができるものとする。

３．検収

⑴　本業務の受注者は、成果物等について、納品期日までに財務省に内容の説明を実施して検収を受けること。

⑵　検収の結果、成果物等に不備又は誤り等が見つかった場合には、直ちに必要な修正、改修、交換等を行い、変更点について財務省に説明を行った上で、指定された日時までに再度納品すること。

第８章　入札参加資格に関する事項

１．公的な資格や認証等の取得

応札希望者は、以下⑴から⑶に示す公的な資格や認証等の取得に係る要件を全て満たしていること。また、⑷から⑼に示す要件を満たしていることが望ましい。

⑴　運用業務の実施部門が、サービスマネジメントシステムの要求事項である JIS Q 20000-1 又

は ISO/IEC 20000-1 の認証を有していること、又はこれと同等の IT サービスマネジメント体制を有することを証明できること。

⑵　運用業務の実施部門が、品質マネジメントシステムの規格である JIS Q 9001 又は ISO 9001（登録活動範囲が情報処理に関するものであること。）の認定を有していること。又はこれと同等の品質マネジメントシステムを有している事業者であることを証明すること。

⑶　運用業務の実施部門が、情報セキュリティ実施基準である JIS Q 27001、ISO/IEC 27001 又は ISMS の認証を有していること。

⑷　一般財団法人日本情報経済社会推進協会又は同協会が指定する機関よりプライバシーマークの付与を受けていること。

⑸　運用業務の実施部門が、環境マネジメントシステムの要求事項である JIS Q 14001 又は ISO 14001 の認証を有していること。

⑹　以下に示すワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定を受けていること。

ア　女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業・一般事業者行動計画策定企業）

イ　次世代育成支援対策推進法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

ウ　若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）

⑺　以下に示す、公的個人認証及び電子入札の推進に関する指標に該当すること。

ア　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。）第 17 条第 1 項第 4 号、第 5 号もしくは第 6 号の規定に該当する事業者であって、同条第 4 項に規定する取決めを地方公共団体情報システム機構と締結した事業者又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成 15 年総務省令第 120 号）第 29 条第 1 項の定めにより、総務大臣の認定を受けたものとみなされた事業者

イ　官民データ活用推進基本法第 10 条第 2 項に規定する電子情報処理組織を使用して入札に参加する事業者であって、公的個人認証法第 3 条第 1 項に定める署名用電子証明書又は第 22 条に定める利用者証明用電子証明書を用いて入札に参加する事業者

ウ　前述「ア」及び「イ」のいずれも該当する事業者

⑻　以下に示す、賃上げの実施を表明した中小企業等に該当すること。

ア　事業年度又は暦年において、対前年度比は対前年比で給与総額を 2.5％以上増加させる旨、従業員に表明していること。

⑼　以下に示す、情報システムに係る調達におけるデジタル・スタートアップとしての要件を全て満たす事業者であること。

ア　中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者（みなし大企業を除く）であること。

イ　設立から 10 年未満であること。

ウ　情報システムに関連した先進技術やアイデアをもって当該事業に主体的に取り組み、今回の調達を実績として今後事業拡大することが期待できる事業者であること。

２．受注実績

応札希望者は、本調達と同等規模のシステムの運用業務を実施した経験を有していること。

３．入札制限

本調達においては、透明性及び公正性を確保するため、以下に示す事業者及びこの事業者の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年 11 月 27 日大蔵省令第 59 号）第 8 条に規定する親会社及び子会社、同一の親会社を持つ会社並びに委託先事業者等の緊密な利害関係を有する事業者は、入札に参加できない。また、当該入札の受注者の再委託先となることもできない。

○　財務省デジタル統括責任者補佐官及び支援スタッフ（任期付職員、非常勤職員、官民交流法に基づき採用された職員を除く。）がその現に属する又は過去 2 年間に属していた事業者

第 9 章　再委託に関する事項

１．再委託の制限及び再委託を認める場合の条件

⑴　本業務の受注者は、業務を一括して又は主たる部分を再委託してはならない。

⑵　受注者における運用責任者及び運用管理者を再委託先事業者の社員や契約社員とすることはできない。

⑶　受注者は再委託先の行為について一切の責任を負うものとする。

⑷　再委託先における情報セキュリティの確保については受注者の責任とする。

⑸　再委託を行う場合、再委託先が前述「第 8 章３．入札制限」に示す要件を満たすこと。

⑹　再委託を行う場合においては、「第 8 章１．公的な資格や認証等の取得」の⑴から⑶までの要件を満たした受注者の品質、情報セキュリティ、IT サービス及び個人情報保護の各マネジメントシステムに従って、再委託先についても受注者と同等の取り組みを実施させること。

２．承認手続き

⑴　本業務の実施の一部を合理的な理由及び必要性により再委託する場合には、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額等について記載した再委託承認申請書を財務省に提出し、あらかじめ承認を受けること。

⑵　前項による再委託の相手方の変更等を行う必要が生じた場合も、前項と同様に再委託に関する書面を財務省に提出し、承認を受けること。

⑶　再委託の相手方が更に委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合（以下「再々委託」という。）には、当該再々委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再々委託を行う業務の範囲を書面で報告すること。

３．再委託先の契約違反等

再委託先の事業者は、受注者と同様の作業上の義務を負うこととなるため、再委託先において、契約書、本書等に定める事項に関する義務違反又は義務を怠った場合には、受注者が一切の責任を負うとともに、財務省は、当該再委託先への再委託の中止を請求することができる。

第１０章　その他特記事項

１．全般

受注者は、以下に示す、その他特記事項等を踏まえ、必要な措置をとること。

○　本書は、受注者に業務遂行を求める最低限の基準を示したものである。したがって、本書に記載していない事項であっても、本調達に必要と認められる事項は、財務省と協議のうえ、これを行うこと。

○　受注者は、本書の内容等に基づき、業務を行うこと。また、本書の内容等に疑義が生じた場合は、財務省と協議のうえ、決定するものとする。

○　受注者は、業務の遂行に当たり、財務省の作業負荷等を十分考慮すること。

○　受注者のプロジェクト管理者及び運用管理者は、業務の円滑な運営を図るため、財務省との連絡を密にして業務を遂行すること。

○　財務省から貸し出された資料又は支給を受けた物品等については、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理するものとし、紛失又は破損の場合は直ちに財務省に報告し、財務省の指示に従って措置を講ずること。

○　受注者は、常に作業場所を整理・整頓し、安全に留意して事故の防止に努めるとともに、労働基準法、労働安全衛生法等を遵守して安全の徹底を図り、作業を行うこと。

○　受注者が行う提案や報告及び相談等は全て書面をもって実施し、内容については、財務省の承認を得ること。

○　本書に記載したスケジュールは現時点での想定である。スケジュール変更があった場合の対応については、財務省と協議のうえ、決定すること。

○　財務省本庁舎における作業は、受注者の監理下において実施すること。

○　財務省本庁舎における作業に関して起きた一切の事故・障害及び諸設備の破損等は、財務省及び財務省が指定する者の指示に従い、受注者が当該設備又は機能を無償にて速やかに復旧又は交換すること。

○　サプライチェーン・リスクの懸念の有無を判断するため、「別紙 5　機器等一覧」、「別紙 6 役務従事者一覧」及び「別紙 7　経歴、保有資格等」に、使用することを予定する機器等（可能な範囲でクラウドサービスが利用する機器等を含む）及び本件特定役務にて従事することを予定する作業要員の情報を記入の上、提案書の提出期限の 3 週間前（土日祝日含む）までに財務省に提出し、その後、財務省の承諾を得ること。なお、必要に応じて内閣官房国家サイバー統括室等に助言を求めることがある。また、クラウドサービスが利用する機器等について、機器等の開発等のライフサイクルで不正な変更が加えられないよう管理し、その管理状況を財務省が確認できること。

　サプライチェーン・リスクに係る懸念が払拭されないと財務省判断した場合は、作業要員及び機器等を代替案に変更する等し、「別紙 5　機器等一覧」、「別紙 6　役務従事者一覧」及び「別紙 7　経歴、保有資格等」を財務省に再提出し、財務省の承諾を得ること。

第１１章　附属文書

1．別紙

以下に示す別紙は、本書の添付資料として、受注者全てに提示する。

○　別紙 1　賃貸借対象機器等一覧
○　別紙 2　技術資料の閲覧要領
○　別紙 3　別添様式
〇　別紙 4　要件定義書
○　別紙 5　機器等一覧
○　別紙 6　役務従事者一覧
○　別紙 7　経歴、保有資格等

2．別添資料

以下に示す別添資料は、現行システムの情報を扱うため、後述「4．閲覧要領」に従い、「機密保持に関する誓約書」を提出した後に貸与する。なお、「機密保持に関する誓約書」を提出した者のみが、当該情報を取り扱うことが可能である。貸与した資料は、入札時までに返却することとする。

○　別添資料 1　ネットワーク構成図
○　別添資料 2　システム関連図

3．事業者が閲覧できる資料一覧表

以下に示す閲覧資料は、現行システムの情報を扱うため、後述「4．閲覧要領」に従い、「機密保持に関する誓約書」を提出した後、「機密保持に関する誓約書」を提出した者のみに対して、閲覧に供するものとする。

○　閲覧資料 1　汎用受付等システムと手数料サーバのインターフェイス仕様書
○　閲覧資料 2　財務省歳入金連携システム　運用管理システム設計書
○　閲覧資料 3　財務省歳入金連携システム　構成定義書
○　閲覧資料 4　財務省歳入金連携システム　運用設計書
○　閲覧資料 5　財務省歳入金連携システム　運用・保守マニュアル
○　閲覧資料 6　情報管理サーバルーム　ラック平面図
○　閲覧資料 7　情報管理サーバルーム　ラック収容図
○　閲覧資料 8　財務省行政情報化 LAN システム接続条件書（歳入金連携システム部分）
○　閲覧資料 9　財務省行政情報化 LAN システム　行政 LAN 接続ガイドライン
○　閲覧資料 10　手数料コンポーネントアプリケーションソースコード
○　閲覧資料 11　財務省行政情報化 LAN システム等再構築プロジェクト計画書
○　閲覧資料 12　財務省 GSS 連携システム接続ガイドライン

4．閲覧要領

前述「2．別添資料」及び前述「3．事業者が閲覧できる資料一覧表」は、現行システムの情報を扱うため、「別紙 2　技術資料の閲覧要領」に従い手続きを行った後、貸与又は閲覧に供するも

のとする。

また、以下の資料については、財務省会計センターに対して所定の手続きを行った後、財務省会計センターにて閲覧に供するものとする。

○　閲覧資料　汎用受付等システムと歳入金電子納付システムのプロトコル仕様書
（財務省会計センター発行）

以　上

仕様書別紙１　賃貸借対象機器等一覧

項番	品名	数量	備考
【ハードウェア】			
1	歳入金連携サーバ（運用系及び待機系）	2	バックアップの取得等のための内蔵又は外付ドライブを含む。
2	歳入金連携サーバ（試験環境用）	1	
3	運用管理サーバ	1	
4	共有ディスクストレージ	1	
5	歳入金連携サーバ用コンソール	1	ノート型端末
【ソフトウェア】			
1	サーバ用ウイルス対策ソフト	4	導入対象：すべてのサーバ
2	データベースソフト（RDBMS）	3	導入対象：運用管理サーバを除くサーバ
3	メッセージ・キューイング管理ソフト	3	導入対象：運用管理サーバを除くサーバ REPS が定めるメッセージ・キューイング管理ソフトとする。
4	Web アプリケーションサーバソフト	3	導入対象：運用管理サーバを除くサーバ
5	ファイル転送ソフト	3	導入対象：運用管理サーバを除くサーバ
6	サーバ用ジョブ管理ソフト	4	導入対象：すべてのサーバ
7	バックアップ及びリストア管理ソフト	4	導入対象：すべてのサーバ
8	サーバ及び共有ディスクストレージ管理ソフト	4	導入対象：すべてのサーバ
9	冗長化管理ソフト	4	導入対象：すべてのサーバ
10	ウイルス対策ソフト（端末用）	1	導入対象：歳入金連携サーバ用コンソール
11	Web ブラウザ（端末用）	1	導入対象：歳入金連携サーバ用コンソール
12	文書作成機能（端末用）	1	導入対象：歳入金連携サーバ用コンソール
13	表計算機能（端末用）	1	導入対象：歳入金連携サーバ用コンソール
14	日本語文字入力（かな漢字変換）機能（端末用）	1	導入対象：歳入金連携サーバ用コンソール
15	PDF 形式ファイル閲覧機能（端末用）	1	導入対象：歳入金連携サーバ用コンソール
16	サーバ用コンソール（端末用）	1	導入対象：歳入金連携サーバ用コンソール

項番	品名	数量	備考
【ネットワーク機器】			
1	L2 スイッチ	2	
2	ルータ	2	

（仕様書別紙２）

技術資料の閲覧要領

「歳入金連携システムに係る運用業務及び賃貸借（令和９年１月～令和９年12月）」（以下「本調達」という。）の入札に参加を予定する者は、提案書及び業務履行保証書の作成を行う上で、本調達に係る技術資料（別表）の閲覧又は貸与を希望する場合、本閲覧要領に従い手続きを行うこと。

１　技術資料の閲覧及び貸与方法

（１）申込方法

本調達に係る技術資料の閲覧又は貸与を希望する場合は、それぞれ別添様式１の「技術資料閲覧願」（以下「閲覧願」という。）、別添様式２の「技術資料貸与願」（以下「貸与願」という。）に必要事項を記載の上、２の問い合わせ先に提出すること。なお、併せて、別添様式３「機密保持に関する誓約書」（以下「誓約書」という。）についても提出すること。

（２）提出期限

令和〇年〇月〇日（〇）正午まで

（誓約書についてのみ、閲覧又は貸与当日の提出可）

（３）閲覧条件及び貸与条件

（２）に記載の期限までに閲覧願の提出があった者については、日程を調整の上、順次、財務省の指定する場所において、技術資料の閲覧を認める。また、（２）に記載の期限までに貸与願の提出があった者については、財務省の指定する場所において、技術資料を貸与する。

なお、機密情報に該当する技術情報の閲覧及び貸与にあたっては、如何なる理由があっても誓約書の提出がない者には認めない。

２　問い合わせ先

財務省大臣官房文書課情報管理室　（担当：鈴木、奥田）

電話　０３－３５８１－４１１１（内線５６３４）

別　表

技　術　資　料

項番 3～14 の技術資料については閲覧のみ認めることができる。

項番	技術資料名	機密情報
1	別添資料 1　ネットワーク構成図（次期想定）	○
2	別添資料 2　システム関連図（イメージ）	○
3	閲覧資料 1　汎用受付等システムと手数料サーバのインターフェイス仕様書	○
4	閲覧資料 2　財務省歳入金連携システム　運用管理システム設計書	○
5	閲覧資料 3　財務省歳入金連携システム　構成定義書	○
6	閲覧資料 4　財務省歳入金連携システム　運用設計書	○
7	閲覧資料 5　財務省歳入金連携システム　運用・保守マニュアル	○
8	閲覧資料 6　情報管理サーバルーム　ラック平面図	○
9	閲覧資料 7　情報管理サーバルーム　ラック収容図	○
10	閲覧資料 8　財務省行政情報化 LAN システム接続条件書（歳入金連携システム部分）	○
11	閲覧資料 9　財務省行政情報化 LAN システム個別業務システム接続ガイドライン	○
12	閲覧資料 10　手数料コンポーネントアプリケーションソースコード	○

13	閲覧資料 11　財務省行政情報化 LAN システム等再構築プロジェクト計画書	○
14	閲覧資料 12　財務省 GSS 連携システム接続ガイドライン	○

（別添様式 1）

令和　　年　　月　　日

財務省大臣官房文書課情報管理室長　　殿

住　　所
会 社 名
代表者氏名　　印

技術資料閲覧願

標記について、「歳入金連携システムに係る運用業務及び賃貸借（令和 9 年 1 月～令和 9 年 12 月）」の調達仕様書の閲覧資料を閲覧したいので申請します。

閲覧にあたっては財務省の指定する場所で行い、別途機密保持に関する誓約書の内容を遵守した上で、亡失、汚損等のないように取り扱うものとし、閲覧終了後、直ちに返却します。

連絡先
(会社名)
(部署名)
(担当者氏名)
(電話番号)
(e-mail)

（別添様式 2）

令和　　年　　月　　日

財務省大臣官房文書課情報管理室長　　殿

住　　所
会 社 名
代表者氏名　　印

技術資料貸与願

標記について、「歳入金連携システムに係る運用業務及び賃貸借（令和 9 年 1 月～令和 9 年 12 月）」の調達仕様書の別添資料を貸与願います。

資料の取り扱いに関しましては、善良なる管理者の注意をもって保管及び管理の上、別途機密保持に関する誓約書を提出する作業担当者のみが取り扱うこととし、入札日までに返却します。

連絡先
(会社名)
(部署名)
(担当者氏名)
(電話番号)
(e-mail)

（別添様式 3）

財務省大臣官房文書課情報管理室長　殿

機密保持に関する誓約書

標記について、「歳入金連携システムに係る運用業務及び賃貸借（令和 9 年 1 月～令和 9 年 12 月）」における機密情報の取り扱いについて、下記の事項の遵守を誓約いたします。なお、本誓約書に規定の事項は、私が作業に従事しなくなった場合にも、適用されるものとし、本誓約書に違反し、第三者に開示・漏洩、若しくは無許可に使用した場合には、貴省は、私の所属する会社に対し、当該行為の差し止め、及び損害賠償を請求することに異存はありません。

記

１　機密情報とは、
（１）本作業に関する電子データ、その他有形な媒体により提供された情報で、かつ財務省が機密であると指定したもの
（２）財務省から口頭で開示された情報で、かつ財務省が機密であると指定したもの

２　本作業によって知り得た機密情報について、財務省の承認がない場合は、第三者に開示・漏えいしないこと。

３　情報媒体による持ち出し、インターネットによる持ち出しを行わないこと。

４　本作業によって知り得た機密情報は、本件調達のために使用する以外の目的では使用しないこと。

５　財務省からの書面による要求があった場合には、機密情報を返還、又は財務省立会いの下で破棄すること。

以　上

令和　　年　　月　　日

（会社名）

（役職）

（連絡先）

（署名）

仕様書別紙４

歳入金連携システムに係る運用業務及び賃貸借
（令和９年１月～令和９年１２月）
別冊　要件定義書

令和８年 10 月

財務省

目次

第１章　業務要件の定義 1
第１節　業務実施手順 1
第２節　規模 1
１　サービスの利用者数 1
２　単位（年、月、日、時間等）当たりの処理件数 1
第３節　時期・時間 2
第４節　場所等 2
第５節　管理すべき指標 2
第６節　情報システム化の範囲 2
第７節　業務の継続の方針等 2
１　定常時の業務の継続の方針 2
２　大規模災害等の発生時の業務の継続の方針 2
第８節　情報セキュリティ 3
第２章　機能要件の定義 5
第１節　機能に関する事項 5
第２節　画面に関する事項 5
第３節　帳票に関する事項 5
第４節　情報・データに関する事項 5
１　情報・データ一覧 5
２　情報・データ処理要件 6
３　データ定義表 6
第５節　外部インターフェイスに関する事項 6
１　連携先システム一覧 6
２　使用プロトコル 6
３　アプリケーションインターフェイス 7
第３章　非機能要件の定義 9
第１節　ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項 9
第２節　システム方式に関する事項 9
第３節　規模に関する事項 9
１　機器数及び設置場所 9
２　データ量 10
３　処理件数 10
４　利用者数 10
第４節　性能に関する事項 10

１　応答時間（レスポンスタイム、ターンアラウンドタイム、サーバ処理時間） 10
２　スループット 11
第５節　信頼性に関する事項 12
１　可用性要件 12
２　完全性要件 13
第６節　拡張性に関する事項 13
１　性能の拡張性 13
２　機能の拡張性 14
第７節　上位互換性に関する事項 14
１　システム基本ソフトウェアのバージョンアップ時の対応 14
２　パッケージ製品のバージョンアップ時の対応 14
第８節　中立性に関する事項 14
第９節　継続性に関する事項 15
１　継続性に係る目標値 15
２　継続性に係る対策 15
第１０節　情報セキュリティに関する事項 15
１　権限要件 15
２　情報セキュリティ対策 15
第１１節　情報システム稼働環境に関する事項 17
１　全体構成 17
２　ハードウェア要件 20
３　ソフトウェア要件 27
４　ネットワーク機器要件 34
５　施設・設備要件 36
第１２節　テストに関する事項 36
１　テストの種類 36
２　テスト環境、テストデータ等 37
第１３節　移行に関する事項 38

第１章　　業務要件の定義

第１節　　業務実施手順

本システムは、各汎用システムにおいて発生するデータ通信を集約し、必要なデータ変換を行いREPSと連携するためのシステムである。

このため、本システムでは、REPSとの外部インターフェイス仕様に基づき、各汎用システムとの外部インターフェイス仕様（「閲覧資料１　汎用受付等システムと手数料サーバのインターフェイス仕様書」）を定義している。

本システム単体での業務の実施手順は定義していないが、各汎用システムの業務実施手順は、以下の資料に記載されている。

- 〇　税関業務(輸出入及び港湾・空港手続関係業務)の業務・システム最適化計画（2006年（平成18年）３月28日　財務省行政情報化推進委員会決定）
- 〇　財政融資資金関連業務の業務・システム最適化計画（2006年（平成18年）３月28日　財務省行政情報化推進委員会決定）

本システムと連携先システム間で電文の連携業務を行っているため、連携先システムに計画停止(連携停止)等が発生する場合は、本システムも計画停止(連携停止)を行うこととなる。

第２節　　規模

１　サービスの利用者数

本システムの利用者は、連携先システムである。

各汎用システムは、国民等不特定多数の者が利用するが、本システムは、電子納付に付帯する業務機能を提供しているため、国民等不特定多数の者が直接利用するものではない。

本システムの利用者である連携先システム及びMPNの利用者は、以下のとおりである。

(1)　各汎用システムの利用者は、職員
(2)　REPSの利用者は、国民、金融機関及び各府省庁
(3)　MPNの利用者は、国民及び金融機関

２　単位（年、月、日、時間等）当たりの処理件数

本システムを利用した2025年度１年間の業務量（トランザクション総数）は、以下のとおりである。

(1)　REPSとの処理件数

処理件数の総数は約 18,000 件であり、このうち登録は約 9,100 件、取下げは約 20 件、納付は約 9,000 件となっている。

(2) CIS との処理件数

処理件数の総数は約 7,000 件であり、このうち登録は約 3,500 件、取下げは約 10 件、納付は約 3,500 件となっている。

(3) 財融システムとの処理件数

処理件数の総数は約 11,000 件であり、このうち登録は約 5,600 件、取下げは 10 件以下、納付は約 5,600 件となっている。

第３節　時期・時間

連携先システムが、本システムを利用する時間は 24 時間 365 日である。

各汎用システムの利用者である職員が、各汎用システムを利用する時間は業務時間に限られる。

MPN の利用者である国民及び金融機関が、MPN を利用する時間は 24 時間 365 日である。

第４節　場所等

本システムは、データ連携を行うシステムであるため、場所等に関する事項は定義しない。

第５節　管理すべき指標

本調達は、現行システムの機能要件から大幅な変更を伴わない、機器等の更改となるため、非互換対応箇所に重点をおいた互換性テストにより現新比較を徹底し、現行システムと同等の安定運用を維持することを目標とする。

第６節　情報システム化の範囲

情報システム化の範囲は、「別紙１　賃貸借対象機器等一覧」、「別添資料１　ネットワーク構成図（次期想定）」及び「別添資料２　システム関連図（イメージ）」のとおりである。

第７節　業務の継続の方針等

１　定常時の業務の継続の方針

障害発生時には、後述「第３章第５節１(1)可用性に係る目標値」の「図表 3-5-1 稼働率の目標値」に示す稼働率を満たすための復旧作業を行うこと。

２　大規模災害等の発生時の業務の継続の方針

本調達の運用業務期間中に、東京都 23 区において震度５強以上の地震が発生し、サービス停止が想定される場合には、受注者は、速やかに財務省本庁舎に参集し、稼働状況の確認、復旧作業等を行うこと。

また、東京都 23 区において震度６強以上の地震が観測された場合には、自動参集することとし、PJMO の指示に従うこと。

なお､大規模災害等の発生時における事業継続に関する特別の措置を講じることは、想定していない。

第８節　　情報セキュリティ

本システムにて取り扱う情報・データは、以下に示す、機密性、完全性及び可用性の３つの観点における各々の格付に従い、情報セキュリティ対策を実施すること。

図表 1-8-1　機密性における格付

格付の区分	分類の基準
機密性３情報	行政事務で取り扱う情報のうち、秘密文書に相当する機密性を要する情報を含む情報
機密性２情報	行政事務で取り扱う情報のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号。以下「情報公開法」という。）第５条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含む情報であって､「機密性３情報」以外の情報
機密性１情報	行政事務で取り扱う情報のうち、情報公開法第５条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含まない情報

なお、機密性２情報及び機密性３情報を「要機密情報」という。

機密性の観点として、以下の要件を満たすこと。

- ○　システム管理者がシステムを利用する場合は、主体認証を用いる等、他者からの利用を制限するような対策を講じていること。
- ○　賃貸借の対象となるネットワーク機器について、許可された者だけが設定情報にアクセスできるように設定すること。

図表 1-8-2　完全性における格付

格付の区分	分類の基準
完全性２情報	行政事務で取り扱う情報（書面を除く。）のうち、改ざん、誤びゅう又は破損により、国民の権利が侵害され又は行政事務の適切な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報

格付の区分	分類の基準
完全性１情報	完全性２情報以外の情報（書面を除く。）

なお、完全性２情報を「要保全情報」という。

図表 1-8-3　可用性における格付

格付の区分	分類の基準
可用性２情報	行政事務で取り扱う情報（書面を除く。）のうち、その滅失、紛失又は当該情報が利用不可能であることにより、国民の権利が侵害され又は行政事務の安定的な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報
可用性１情報	可用性２情報以外の情報（書面を除く。）

なお、可用性２情報を「要安定情報」という。

また、その情報が要機密情報、要保全情報及び要安定情報に一つでも該当する場合は「要保護情報」という。

本システムにおいては、手数料情報等の要保護情報について、設計書に基づいた適切な権限設定を行うこと。

第２章　　機能要件の定義

第１節　　機能に関する事項

次期システムにおいては、原則として、現行システムのアプリケーションを流用すること。

このため、アプリケーションを新規に作成又は改修する場合は、受注者の責で現行システムとの互換性を維持すること。

本システムの機能は、以下のとおりである。

図表 2-1-1　本システムの機能

項番	機能分類	機能名	機能概要
1	データ連携	歳入金連携機能	財務省における電子申請関係システムの行政手数料等の電子納付を行うための通信電文の蓄積、変換、振り分け等を行う。

次期システムのアプリケーションは、以下の要件を満たすこと。

- ハードウェア及びソフトウェアの変更に伴い、必要となるアプリケーションの非互換対応を行うこと。
- 「図表 2-1-1　本システムの機能」にある現行システムの機能を維持すること。
- 連携先システムとの外部インターフェイス仕様を継承し、変更しないこと。

なお、現行システムのアプリケーション規模は、Java SE7(JDK1.7)で約 60kstep である。

第２節　　画面に関する事項

本システムは、データ連携を行うシステムであり、利用者に対する画面提供を行わないため、画面に関する事項は定義しない。

第３節　　帳票に関する事項

本システムは、データ連携を行うシステムであり、利用者に対する帳票出力を行わないため、帳票に関する事項は定義しない。

第４節　　情報・データに関する事項

１　情報・データ一覧

現行システムのアプリケーションが使用する情報･データ一覧は､｢閲覧資料１　汎用受付等システムと手数料サーバのインターフェイス仕様書」を参照すること。

２　情報・データ処理要件

現行システムのアプリケーションにおける情報・データ処理要件は、「閲覧資料１　汎用受付等システムと手数料サーバのインターフェイス仕様書」を参照すること。

３　データ定義表

現行システムのアプリケーションにおけるデータ定義は、「閲覧資料１　汎用受付等システムと手数料サーバのインターフェイス仕様書」を参照すること。

第５節　　外部インターフェイスに関する事項

本システムと接続する連携先システムとの責任分界点となるインターフェイスは、以下のとおりである。

１　連携先システム一覧

本システムと接続する連携先システムは、以下のとおりである。

図表 2-5-1　連携先システム一覧

項番	連携先システム名	連携概要	関係部局
1	REPS	本システムを介して､CIS 又は財融システムと行政手数料等の電子納付に必要な納付情報の登録や納付完了の通知等を連携する。	財務省会計センター
2	CIS	本システムを介して、REPS と行政手数料等の電子納付に必要な納付情報の登録や納付完了の通知等を連携する。	関税局及び東京税関
3	財融システム	本システムを介して、REPS と行政手数料等の電子納付に必要な納付情報の登録や納付完了の通知等を連携する。	理財局及び東京税関

２　使用プロトコル

システム間の使用プロトコルは、以下のとおりである。

(1)　REPS

FTP 及びメッセージ・キューイングに関するプロトコル

詳細は、「閲覧資料　汎用受付等システムと歳入金電子納付システムのプロトコル仕様書（財務省会計センター発行）」を参照すること。

(2)　各汎用システム

HTTP 及び HTTPS

また、本システムを構築する行政 LAN 及び財務省 GSS 連携システムにおいては、HTTP、NTP、DNS、SMTP 及び SNMP の使用が可能となっている。

３　アプリケーションインターフェイス

連携先システムとの外部インターフェイスは、以下のとおりである。

(1) REPS との外部インターフェイス

REPS との外部インターフェイスの概要は、以下のとおりである。

詳細は、「閲覧資料　汎用受付等システムと歳入金電子納付システムのプロトコル仕様書（財務省会計センター発行）」を参照すること。

図表 2-5-2　REPS との外部インターフェイス

項番	外部インターフェイス名	外部インターフェイス概要
1	手数料等納付情報登録（オンライン）	納付情報の登録を実施する。
2	手数料等登録情報抹消	納付情報の取消を実施する。
3	手数料等領収済照合 （随時回答・汎用受付運転中）	納付情報の通知を受信する。 （汎用受付等システムが運転中の場合）
4	手数料等登録情報登録（一括データ）	納付情報の登録を一括して実施する。
5	手数料等領収済照合 （随時回答・汎用受付停止中）	納付情報の通知を一括して受信する。 （汎用受付等システムが運転停止後、再開した場合）

(2) 各汎用システムとの外部インターフェイス

各汎用システムとの外部インターフェイスの概要は、以下のとおりである。

詳細は、「閲覧資料１　汎用受付等システムと手数料サーバのインターフェイス仕様書」を参照すること。

図表 2-5-3　各汎用システムとの外部インターフェイス

項番	外部インターフェイス名	外部インターフェイス概要
1	納付情報登録	納付情報の登録を実施する。
2	納付情報取消	納付情報の取消を実施する。
3	領収済照合	納付情報の通知（領収済照合結果）を受信する。

項番	外部インターフェイス名	外部インターフェイス概要
4	納付可能最終年月日変更	納付情報の登録変更を実施する。
5	納付情報照会	納付情報の通知（照会結果）を受信する。

第３章　　非機能要件の定義

第１節　　ユーザビリティ及びアクセシビリティに関する事項

運用業務に支障が発生しないように、日本産業規格等を踏まえつつ、アプリケーションのユーザビリティ及びアクセシビリティを確保すること。

管理画面においては、原則として、日本語による表示を行うこと。なお、管理画面の表示が日本語以外の言語となる場合は、利用者が内容を理解できるように、関連する運用文書等に詳細な利用方法や利用手順を明記すること。また、PJMO における利便性を確保するため、日本語の場合と相違が発生しないようにすること。

第２節　　システム方式に関する事項

本調達は、現行システムの機能要件の変更を伴わない、機器等の更改となるため、次期システムの全体構成は、現行システムの全体構成を踏襲した「別添資料１　ネットワーク構成図（次期想定）」及び「別添資料２　システム関連図（イメージ）」のとおりである。

また、次期システムのアプリケーションは、原則として、現行システムのアプリケーションを流用することとする。

第３節　　規模に関する事項

１　機器数及び設置場所

(1)　機器数

機器数は、「別紙１　賃貸借対象機器等一覧」のとおりである。

なお、機器等については、本書、調達仕様書等の要件を全て満たしたうえで、「別紙１　賃貸借対象機器等一覧」と異なる構成で実現できる場合については、変更することが可能であり、受託者が提供する、又は契約するクラウド環境を活用することも可能とする。その際は、PJMO と調整・協議を行い、変更する構成に関する承認を得ること。

また、クラウド環境を活用する場合は、以下の要件を満たすこと。

ア　十分な稼働実績を有し、運用の自動化、サービスの高度化、情報セキュリティの強化、新機能の追加等に積極的かつ継続的な投資が行われ、サービス終了のリスクが低いサービスであること。

イ　統一基準に定める「クラウドサービス利用に関する遵守事項」を満たすクラウドサービスであること。

ウ　政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（ISMAP）のクラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスであること。

エ　日本の法律及び締結された条約が適用される国内データセンターと日本に裁判管轄権があるクラウドサービスであること。ただし、特定のサービスについて海外のデータセンターに保存されるような場合について、データの保全性、災害対策等からバックアップ用のデータセンターが海外にあることが望ましい場合、又は訴訟リスク等を踏まえ、海外にあることが問題ないと認められる場合、この限りではない。

(2) 設置場所

機器等は、財務省本庁舎内のサーバルームに設置すること。

また、本調達における賃貸借の対象となる機器等全体で、19 インチサーバラック１ラック（42U）以内に収まるようにすること。

なお、受託者が提供する、又は契約するクラウド環境を活用する場合は除く。

２　データ量

データ量は、「閲覧資料１　汎用受付等システムと手数料サーバのインターフェイス仕様書」を参照すること。

３　処理件数

前述「第１章第２節２　単位（年、月、日、時間等）当たりの処理件数」を参照すること。

４　利用者数

前述「第１章第２節１　サービスの利用者数」を参照すること。

第４節　　性能に関する事項

１　応答時間（レスポンスタイム、ターンアラウンドタイム、サーバ処理時間）

(1) 応答

ア　REPS

（ア）メッセージ・キューイング方式によって実施されるデータ通信については、連携先のシステムに待ち時間は設定されていない。導入するメッセージ・キューイング管理ソフトが適切に稼働するようなハードウェアを導入すること。

（イ）FTP 方式によって実施されるデータ通信については、連携先のシステムに待ち時間が設定されている。詳細は、「閲覧資料　汎用受付等システムと歳入金電子納付システムのプロトコル仕様書（財務省会計センター発行）」を参照すること。

（ウ） ネットワークや共有ディスクストレージとの通信やデータ転送にボトルネックが生じないようにすること。

イ　各汎用システム

（ア） HTTP 方式又は HTTPS 方式によって実施されるデータ通信については、連携先のシステムに待ち時間が設定されている。導入する Web アプリケーションサーバソフトが適切に稼働するようなハードウェアを導入すること。詳細は、「閲覧資料１　汎用受付等システムと手数料サーバのインターフェイス仕様書」を参照すること。

（イ） ネットワークや共有ディスクストレージとの通信やデータ転送にボトルネックが生じないようにすること。

(2) ターンアラウンドタイム

ア　REPS

（ア） メッセージ・キューイング方式によって実施されるデータ通信については、連携先のシステムにターンアラウンドタイムは設定されていない。導入するメッセージ・キューイング管理ソフトが適切に稼働するようなハードウェアを導入すること。

（イ） FTP 方式によって実施されるデータ通信については、連携先のシステムにターンアラウンドタイムが設定されている。詳細は、「閲覧資料　汎用受付等システムと歳入金電子納付システムのプロトコル仕様書（財務省会計センター発行）」を参照すること。

（ウ） ネットワークや共有ディスクストレージとの通信やデータ転送にボトルネックが生じないようにすること。

イ　各汎用システム

（ア） HTTP 方式又は HTTPS 方式によって実施されるデータ通信については、連携先のシステムにターンアラウンドタイムが設定されている。導入する Web アプリケーションサーバソフトが適切に稼働するようなハードウェアを導入すること。詳細は、「閲覧資料１　汎用受付等システムと手数料サーバのインターフェイス仕様書」を参照すること。

（イ） ネットワークや共有ディスクストレージとの通信やデータ転送にボトルネックが生じないようにすること。

２　スループット

(1) REPS

ア　メッセージ・キューイング方式によって実施されるデータ通信については、連携先のシステムにスループットは設定されていない。導入するメッセージ・キューイング管理ソフトが適切に稼働するようなハードウェアを導入すること。

イ　FTP 方式によって実施されるデータ通信については、連携先のシステムにスループットが設定されている。詳細は、「閲覧資料　汎用受付等システムと歳入金電子納付システムのプロトコル仕様書（財務省会計センター発行）」を参照すること。

ウ　ネットワークや共有ディスクストレージとの通信やデータ転送にボトルネックが生じないようにすること。

(2) 各汎用システム

ア　HTTP 方式又は HTTPS 方式によって実施されるデータ通信については、連携先のシステムにスループットが設定されている。導入する Web アプリケーションサーバソフトが適切に稼働するようなハードウェアを導入すること。詳細は、「閲覧資料１　汎用受付等システムと手数料サーバのインターフェイス仕様書」を参照すること。

イ　ネットワークや共有ディスクストレージとの通信やデータ転送にボトルネックが生じないようにすること。

第５節　　信頼性に関する事項

１　可用性要件

(1) 可用性に係る目標値

年単位にて測定・集計を行う稼働率の目標値は、以下のとおりである。

図表 3-5-1　稼働率の目標値

項番	賃貸借対象となる機器	稼働対象時間	稼働率の目標値
1	共有ディスクストレージ L2 スイッチ ルータ	24 時間 365 日	99.99%
2	歳入金連携サーバ（運用系・待機系）	24 時間 365 日	99%
3	歳入金連携サーバ（試験環境用） 運用管理サーバ 歳入金連携サーバ用コンソール（ノート型端末） DVD-R/RW ドライブ	ハードウェア保守 窓口対応時間	97%

(2) 可用性に係る対策

ア　共有ディスクストレージ

（ア） コントローラを冗長構成とすること。

（イ） 共有ディスクストレージ内のハードディスクについて、障害の影響を受けないようにRAID1による冗長化を行うこと。また、ホットスペアのディスクを用意し、ハードディスクの二重障害にも対応できるようにすること。

イ　L2スイッチ及びルータ

（ア） Active-Standbyによる冗長構成とすること。

（イ） 冗長化プロトコルを使用し、障害発生時に数分程度で自動的に運用系から待機系への切替えを行うこと。

ウ　歳入金連携サーバ（運用系・待機系）

（ア） 導入する２台のサーバを運用系と待機系からなるコールドスタンバイ構成にて構築すること。

（イ） 障害発生時には、関連する運用文書等に基づく切替え作業により、運用系から待機系への切替えを行うこと。

（ウ） サーバ内の部品であるハードディスクについて、障害の影響を受けないようにRAID1による冗長化を行うこと。また、電源及びファンについても、障害の影響を受けないように冗長化を行うこと。

エ　歳入金連携サーバ（試験環境用）及び運用管理サーバ

（ア） シングル構成にて構築すること。

（イ） サーバ内の部品であるハードディスクについて、障害の影響を受けないようにRAID1による冗長化を行うこと。また、電源及びファンについても、障害の影響を受けないように冗長化を行うこと。

２　完全性要件

(1) サーバのデータについては、適宜バックアップを取得し、データの毀損又は滅失のないように対策を講じること。

(2) 導入するネットワーク機器について、設定情報は、設計内容に基づいて正確であり、保護されていること。

第６節　　拡張性に関する事項

１　性能の拡張性

(1) CPU の増設は、想定していない。
(2) メモリは、初期容量の２倍程度まで追加できること。ただし、拡張に係る費用は、本調達には含めない。
(3) 共有ディスクストレージのハードディスクの増設は、想定していない。

２　機能の拡張性

機能の拡張は、想定していない。

第７節　　上位互換性に関する事項

１　システム基本ソフトウェアのバージョンアップ時の対応

(1) システム基本ソフトウェアのバージョンアップについては、セキュリティ対応のための軽微なバージョンアップの可能性はあるが、機能拡張等のバージョンアップは、想定していない。ただし、賃貸借期間中のサポートの維持に必要なサービスパック、パッチ等が提供された場合には、適用すること。
(2) システム基本ソフトウェアの更新（パッチ適用等）を行う際は、システム利用の継続性に影響がないようにすること。
(3) システム基本ソフトウェアの更新により、システムの利用方法等に変更が生じる場合については、事前に PJMO の承認を得るとともに、適宜、関連する運用文書等を改定すること。

２　パッケージ製品のバージョンアップ時の対応

(1) サーバ及び端末にパッケージ製品を導入して機能を提供する場合において、セキュリティ対応のための軽微なバージョンアップの可能性はあるが、機能拡張等のバージョンアップは、想定していない。ただし、連携先システムにおいて、パッケージ製品のバージョンアップが行われ、導入したバージョンでは互換性を維持できない場合は、バージョンアップを行うこと。
(2) パッケージ製品の更新（パッチ適用等）を行う際は、システム利用の継続性に影響がないようにすること。
(3) パッケージ製品の更新により、システムの利用方法等に変更が生じる場合については、事前に PJMO の承認を得るとともに、適宜、関連する運用文書等を改定すること。

第８節　　中立性に関する事項

本調達における賃貸借の対象となる機器等により、対向となる行政 LAN のネットワーク機器の機種を制約しないようにするとともに、行政 LAN との間では、汎用的なプロトコルを使用すること。

本調達における賃貸借の対象となる機器等について、特定製品・技術に依存しないものを採用するとともに、読み手にとって理解し易い成果物を作成することによって、受注者以外の事業者がシステムの保守や拡張を引き継ぐことが可能であること。

第９節　　継続性に関する事項

１　継続性に係る目標値

前述「第１章第７節　業務の継続の方針等」を参照すること。

２　継続性に係る対策

前述「第１章第７節　業務の継続の方針等」を参照すること。

第１０節　情報セキュリティに関する事項

１　権限要件

(1)　歳入金連携サーバ（運用系・待機系）

ア　システムを操作する権限のある利用者のみ利用可能とすること。

イ　ID 及びパスワードによる認証を行うこと。

(2)　歳入金連携サーバ（試験環境用）及び運用管理サーバ

ア　システムを操作する権限のある利用者のみ利用可能とすること。

イ　ID 及びパスワードによる認証を行うこと。

(3)　歳入金連携サーバ用コンソール（ノート型端末）

ア　システムを操作する権限のある利用者のみ利用可能とすること。

イ　ID 及びパスワードによる認証を行うこと。

２　情報セキュリティ対策

想定される情報セキュリティリスクへの対策は、以下のとおりである。

(1)　全般

ア　本システムによるサービスを許可された者のみに提供するために、本システムにアクセスする主体のうち利用者の認証を行う機能として、ID 及びパスワードによる認証を行うこと。

イ　本調達における賃貸借の対象となる機器等については、可能な限り ISO/IEC15408 認証を取得しているものを選定すること。

(2)　サーバ

ア　OS 及びソフトウェアの脆弱性を突いた攻撃への対策

OS 及びソフトウェアの脆弱性が発見された場合には、パッチの適用等、適切な対策を施すこと。

イ　ハードディスク上のファイルによるウイルス感染への対策

ウイルス対策ソフトにより、ハードディスク上のファイルの検索を行い、ウイルスを検知した場合は、隔離又は削除を行うこと。

ウ　ネットワークアクセスによる不正接続への対策

歳入金連携サーバ（運用系・待機系）、歳入金連携サーバ（試験環境用）及び運用管理サーバにおいて、通信ポートの使用を必要最小限に限定すること。

(3)　歳入金連携サーバ用コンソール（ノート型端末）

ア　OS 及びソフトウェアの脆弱性を突いた攻撃への対策

OS 及びソフトウェアの脆弱性が発見された場合には、パッチの適用等、適切な対策を施すこと。

イ　ハードディスク上のファイルによるウイルス感染への対策

ウイルス対策ソフトにより、ハードディスク上のファイルの検索を行い、ウイルスを検知した場合は、隔離又は削除を行うこと。

ウ　ネットワークアクセスによる不正接続への対策

歳入金連携サーバ用コンソール（ノート型端末）にファイアウォール機能を導入し、通信ポートの使用を必要最小限に限定すること。

(4)　ネットワーク

ルータの設定において、通信を行うことのないシステムとの通信を遮断すること。

(5)　主体認証情報の漏えい防止

主体認証情報の機密性を確保するために、以下の要件を満たす暗号化機能を提供すること。なお、以下のイについては、Web ブラウザ又はサーバ用コンソール等のソフトウェアに限るものとする。

ア　パスワードを保存する場合には、その内容の暗号化を行うこと。

イ　パスワードを通信する場合には、その内容を SSL 等で暗号化できる機能を備えること。暗号化できない場合には、利用者自身のパスワードを設定、変更及び提供（入力）する際に、警告を表示し、暗号化されていない旨を通知する機能を設けること。

ウ　暗号化を行う必要があると認めた情報において、アルゴリズムを選択するに当たっては、必要とされる安全性及び信頼性についての検討を行い、「電子

政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」（令和８年３月 30 日　デジタル庁・総務省・経済産業省）において、推奨された暗号を用いているものを採用すること。

(6) ハードディスクの持ち出しによる情報漏えい対策

故障又は賃貸借終了に伴い、サーバ、ストレージ、機器内のハードディスクを財務省から持ち出す場合、以下に示すとおり、情報の消去を実施すること。

ア　消去作業は、原則として、財務省内で実施すること。

イ　財務省内での消去作業が難しい場合は、あらかじめ当該作業従事者（運搬作業を含む）の氏名及び作業実施場所（国内に限る）について、PJMO の承認を得たうえで、必要に応じて PJMO が作業に立ち会う等の対策を行い、財務省外で作業を行うことも可とする。財務省外で作業を実施する際は、当該記憶装置を施錠したケースに入れた状態で作業実施場所に運搬すること。

ウ　消去の方法は、セキュリティ統一基準群に示された方法と同等の手段で実施することとし、情報漏えいを発生させないようにすること。財務省としては、以下に示す消去の方法を想定しており、具体的な消去の方法は、PJMO と調整・協議のうえ、確定すること。

（ア） 記憶装置の故障の場合は、受注者が消磁方式によるハード消去又は物理破壊を実施すること。

（イ） 賃貸借期間終了の場合は、消磁方式によるハード消去又は物理破壊に加え、データ消去を選択してもよい。

（ウ） ハードディスクドライブのデータ消去は、ソフト消去の２回書き（乱数＋0(ゼロ)）又は DoD（米国国防省）準拠方式で対応すること。消去実施結果として、セクタ情報（一部抜粋でよい）や記憶装置機器情報が判別でき、かつ対象との対応付けができる消去レポートを出力し、後日取りまとめのうえ、後述「(エ)」に示すデータ消去報告書に添付し提出すること。

（エ） SSD のデータ消去は、代替処理用の予備領域も含めて削除を行うための専用のコマンドを用いて、実施すること。

エ　消去作業完了後は、作業状況の写真を添付したデータ消去報告書（データの消去作業ができない場合には、データの読み取りを不可とするための処置（記憶装置の物理的な破壊等）を行った旨の報告書）を速やかに提出し、PJMO の承認を得ること。

第１１節　情報システム稼働環境に関する事項

１　全体構成

次期システムの全体構成を、「別添資料１　ネットワーク構成図（次期想定）」に示す。

賃貸借の対象となる機器等について、以下に示す事項に留意したうえで、基本設計、詳細設計等を行い、適切な構成、設定内容等にすること。

(1) サーバ共通

ア　不要機能・サービスの特定

OS 及びソフトウェアについて、通常状態で使用しない機能については、セキュリティの観点からプロセスの停止及びサービスの停止を行う必要があるため、これらを特定のうえ、停止すること。

イ　時刻設定

機器について、基準となる時刻との同期を行う必要があるため、行政 LAN の NTP サーバとの同期を行うこと。

ウ　内蔵ハードディスクの冗長化の方式

RAID 構成の選定方法を明確にすること。

エ　ネットワークインターフェイスの冗長化の方式

（ア） 稼働率の目標値を満たすために、適切な冗長化方式を選定すること。

（イ） 主系から副系に切り替わる条件、方法等を明確にすること。

オ　ストレージ用インターフェイスの冗長化の方式

（ア） 稼働率の目標値を満たすために、適切な冗長化方式を選定すること。

（イ） 主系から副系に切り替わる条件、方法等を明確にすること。

カ　サーバの冗長化

（ア） コールドスタンバイ方式を前提とすること。

（イ） 運用系から待機系に切り替える条件、方法、手順等を明確にすること。

キ　バックアップ・復旧の方式

障害発生時の復旧作業を迅速に行えるようにするとともに、目標復旧時点のデータを復元できるようにするために、必要となるバックアップの内容、復旧方式、復旧手順等を明確にしたうえで、バックアップの取得タイミング、バックアップの保存期間等を設定すること。

(2) バックアップ管理

ア　システムの稼働に影響を与えないようにするため、バックアップ時のトラフィック等を考慮したバックアップのスケジュールを設定すること。

イ　バックアップしたインデックス情報をデータベース等に保存する場合には、適宜、データベースの最適化等の設定を行うこと。

(3) ログ収集

ア　ログの取得

（ア） 以下のログ情報について、監査証跡として取得すること。

A　メールログ情報（送信者、受信者、件名、添付ファイル名、送受信時間等）

B　システムへのログオン時又はログオフ時の利用者名、端末名等の情報

C　OS やアプリケーションが生成するログ情報

（イ） ログの保存期間は１箇月程度とし、長期間の保存が必要な場合はテープへの保存を行うこと。

（ウ） 出力されるログの容量が大きいものは、ログ保存先の容量制限等により、システム停止が発生しないように、テープへの保存や削除処理について、適切なタイミングでの設定を行うこと。

（エ） 前述の(ア)から(ウ)以外に、本システムにおいて、情報セキュリティ上必要と考えられるログ情報についても、適宜、取得すること。

イ　セキュリティ対策

取得したログ等の証跡に対して、不当な消去、改ざん及びアクセスが行われないように、取得したログ等の証跡への適切なアクセス制御を行うこと。

(4) サーバ及び共有ディスクストレージ管理

ア　システムの稼働に影響を与えないようにするため、情報収集時には、トラフィック等を考慮したスケジュールを設定すること。

イ　収集した情報をデータベース等に保存する場合には、適宜、データベースの最適化等の設定を行うこと。

ウ　サーバ等へのサービスパック、パッチ等の適用については、事前に十分な検証を行う必要があるため、自動配布・適用設定を行わず、手動での適用を前提とすること。

(5) ネットワーク

ア　ネットワーク機器については、Active-Standby による冗長化を行うことを前提としているが、Active-Active を採用してもよい。

イ　対向となる行政 LAN のネットワーク機器の機種を制約しないようにするため、相互に連携して設計する必要のあるプロトコルや特定のメーカーに限定したプロトコルを採用しないこと。

(6) セキュリティ

ア　賃貸借の対象となる機器に初期設定されている ID 及びパスワードは、原則として、変更すること。ただし、変更不可能な ID が設定されている場合は、パスワードのみを変更すること。

イ　本調達の契約期間中、機器等の脆弱性等に関する最新情報、パッチ等を入手し、パッチ等の適用作業を行うこと。

２　ハードウェア要件

賃貸借の対象となるハードウェアは、「別紙１　賃貸借対象機器等一覧」に示したものとなり、各ハードウェアの詳細な要件については、以下に示すとおりである。

なお、明記していない事項については、技術参照モデルの基本事項を参考にすること。

(1)　歳入金連携サーバ（運用系・待機系）

歳入金連携サーバ（運用系）及び歳入金連携サーバ（待機系）サーバは、以下の要件を満たすこと。

ア　CPU

（ア）以下のいずれかの処理能力に関する要件を満たすこと。

A　２コア以上を有し、稼働周波数が 3.2GHz 以上であること。

B　SPECrate2017int_base 値が 15 相当以上、かつ SPECrate2017fp_base 値が 20 相当以上であること。

（イ）各コアが共有する２次又は３次キャッシュメモリが 16MB 以上であること。

（ウ）拡張のための追加スロットは必要としない。

イ　メモリ

（ア）32GByte 以上を有すること。

（イ）ECC 機能を有すること。

ウ　ハードディスク

（ア）２台以上のハードディスクにより RAID1 を構成すること。

（イ）SAS 形式であること。

（ウ）回転数が 10,000rpm 以上であること。

（エ）冗長化構成後のディスク領域の論理容量が 70GByte 以上であること。

（オ）ホットスワップ（活性交換）が可能であること。

（カ）ホットスペアのディスクは必要としない。

（キ）追加のための拡張スロットは必要としない。

エ　内蔵又は外付ドライブ

OS 及びソフトウェアの導入、バックアップの取得及びリストア、メンテナンス作業等に必要となるドライブを用意すること。

運用上支障のない範囲で、複数のサーバにおいて外付ドライブを共有することも可能とする。

オ　インターフェイス等

（ア） 1000BASE-T、100BASE-TX 及び 10BASE-T に対応した LAN ポートを２ポート以上有すること。

（イ） 100BASE-TX 及び 10BASE-T に対応した管理用 LAN ポートを有すること。

（ウ） 共有ディスクストレージ接続用として、1Gbps 以上のファイバチャネル等のポートを２ポート以上有すること。

（エ） システムを構成するために必要な数量の拡張バスのスロットを有すること。

（オ） キーボード及びマウスが同時に接続可能であること。

（カ） XGA 以上の解像度のディスプレイへの表示が可能であること。

カ　電源

（ア） 入力電圧が AC100V であること。

（イ） ２系統用意し冗長化すること。

（ウ） ホットプラグが可能であること。

（エ） 最大消費電力が 850W 以下であること。

（オ） 通常時の消費電力が 400W 以下であること。

キ　ファン

（ア） きょう体内の熱を排出するファンを有すること。

（イ） ２系統用意し冗長化すること。

ク　環境対応

（ア） 周囲温度が 10～35℃の環境で稼働すること。

（イ） 湿度が 20～80%の環境で稼働すること。

（ウ） 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく基本方針に適合した製品（「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」において「電子計算機」に対して規定されている基本方針に適合した製品）であること。

ケ　きょう体

（ア） サーバきょう体がラックマウントの場合には、１台当たり EIA（米国電子工業会）規格に準拠する 19 インチサーバラック 2U 以内に収まること。

（イ） 全体の重量が 25kg 以内であること。

コ　OS

オペレーティングシステムとして、主体認証、アクセス権限の設定、基本的なCPU・メモリ等の資源管理等を行う機能を有すること。

（ア） システム構成

A　64ビットオペレーティングシステムであること。

B　現行のアプリケーションプログラムがオペレーティングシステム上で動作可能なこと。

（イ） 主体認証

A　ID及びパスワードによるログイン機能を有すること。

B　利用者が、自らのパスワードを変更できる機能を設けること。

C　利用者が設定したパスワードを他者が容易に知ることができないように、パスワードを不可逆の暗号化を用いて保存する機能を有すること。

D　パスワード入力時に入力画面上でのパスワードを非表示とする機能を設けること。

（ウ） アクセス権限の設定

ファイルやフォルダ単位で、アクセス権限の設定が可能であること。

（エ） 運用

A　CPU使用率を収集できること。

B　物理ハードディスクの使用率を収集できること。

C　物理ハードディスクの入出力性能情報を収集できること。

D　物理メモリの空き容量の情報を収集できること。

E　仮想メモリの空き容量の情報を収集できること。

F　プロセスの同時起動数を収集できること。

G　プロセスごとのCPU使用率、仮想メモリ使用率、物理メモリ使用率等を収集できること。

H　ネットワークインターフェイスカードの入出力情報を収集できること。

I　システムのイベントの記録及びその監視ができること。

J　OSで実行されているサービス（デーモンプロセス）の状態を監視できること。

K　必要な期間分の収集データを保存できること。

L　マルチユーザモード（一般ユーザ、管理者ユーザ等）での利用ができること。

M　機器情報（CPU、メモリ、物理ディスク、論理ディスク、MACアドレス、外部装置等）を閲覧できること。

N　導入されているソフトウェアの情報を閲覧できること。

O　OSに関する情報（OS、バージョン、コンピュータ名、IPアドレス等のネットワーク情報等）を閲覧できること。

(2) 歳入金連携サーバ（試験環境用）及び運用管理サーバ

歳入金連携サーバ（試験環境用）及び運用管理サーバサーバは、以下の要件を満たすこと。

ア　CPU

前述「(1)歳入金連携サーバ（運用系・待機系）」と同等の要件とすること。

イ　メモリ

前述「(1)歳入金連携サーバ（運用系・待機系）」と同等の要件とすること。

ウ　ハードディスク

前述「(1)歳入金連携サーバ（運用系・待機系）」と同等の要件とすること。

エ　内蔵又は外付ドライブ

前述「(1)歳入金連携サーバ（運用系・待機系）」と同等の要件とすること。

オ　インターフェイス等

（ア） 1000BASE-T、100BASE-TX 及び 10BASE-T に対応した LAN ポートを２ポート以上有すること。

（イ） 100BASE-TX 及び 10BASE-T に対応した管理用 LAN ポートを有すること。

（ウ） システムを構成するために必要な数量の拡張バスのスロットを有すること。

（エ） キーボード及びマウスが同時に接続可能であること。

（オ） XGA 以上の解像度のディスプレイへの表示が可能であること。

カ　電源

（ア） 入力電圧が AC100V であること。

（イ） 最大消費電力が 850W 以下であること。

（ウ） 通常時の消費電力が 400W 以下であること。

キ　ファン

きょう体内の熱を排出するファンを有すること。

ク　環境対応

前述「(1)歳入金連携サーバ（運用系・待機系）」と同等の要件とすること。

ケ　きょう体

前述「(1)歳入金連携サーバ（運用系・待機系）」と同等の要件とすること。

コ　OS

前述「(1)歳入金連携サーバ（運用系・待機系）」と同等の要件とすること。

(3) 共有ディスクストレージ

共有ディスクストレージは、以下の要件を満たすこと。

ア　RAID

RAID1 に対応すること。

イ　ディスクコントローラ

ディスクコントローラを２つ以上有し、冗長化していること。

ウ　ディスクインターフェイス

SAS に対応していること。

エ　ディスク論理容量

RAID1 形式にてフォーマットした場合において、300GByte 以上の容量を有すること。

オ　ホットスワップ（活性交換）

全てのディスクに対してホットスワップ（活性交換）が可能であること。

カ　ホットスペア

ホットスペアとして稼働するディスクを１台以上有すること。

キ　ホストインターフェイス

1Gbps 以上のファイバチャネル等の共有ディスクストレージ接続用のインターフェイスを有すること。

ク　ホストポート数

４ポート以上有し、冗長化に対応していること。

ケ　キャッシュメモリ容量

2GByte 以上有すること。

コ　電源

（ア） ２つ以上を有し、冗長化に対応していること。

（イ） 100V 電源に対応していること。

サ　きょう体

（ア） 19 インチラックにラックマウントができること。

（イ） 高さは 4U 以内であること。

シ　省電力

消費電力を削減する機能を有すること。

ス　管理機能

（ア） 日本語による GUI 管理画面を提供すること。

（イ） 運用に必要となる複数の権限（ロール）を設定できること。

（ウ） イベントを外部サーバへ送信することが可能なこと。

（エ） 不審者からのアクセスを考慮し、管理用 GUI へのアクセスや設定変更情報を監査ログとして外部サーバ送信することが可能なこと。

(4) 歳入金連携サーバ用コンソール（ノート型端末）

歳入金連携サーバ用コンソール（ノート型端末）は、運用管理用及び検証用の端末として利用するため、以下の要件を満たすこと。

ア　CPU

（ア） １コア以上を有すること。

（イ） 稼働周波数が 2GHz 以上であること。

（ウ） ２次又は３次キャッシュメモリが 1MByte 以上であること。

（エ） ２つ以上のスレッドを同時実行できること。

イ　メモリ

2GByte 以上を有すること。

ウ　ディスプレイ

15 インチ以上のディスプレイを有し、当該ディスプレイに 1,366×768 ドット以上、かつ 1677 万色以上表示可能であること。

エ　ハードディスク

80GByte 以上の容量を有すること。

オ　内蔵ドライブ

（ア） CD-ROM の読み込みに対応すること。

（イ） DVD-ROM の読み込みに対応すること。

（ウ） 片面一層 4.7GB の容量をもつ 12cm の DVD-R 及び DVD-RW ディスクに対応できること。

（エ） 650MB 又は 700MB の各容量をもつ 12cm の CD-R 及び CD-RW ディスクに対応できること。

カ　インターフェイス等

（ア） 1000BASE-T、100BASE-TX 及び 10BASE-T に対応した LAN ポートを有すること。

（イ） システム構成に必要な数量の拡張バスのスロットを有すること。

（ウ） キーボード及びマウスが同時に接続可能であること。

（エ） USB ポートを有し、導入時の構成において空きポートを２ポート以上有すること。

キ　入力デバイス

（ア） 日本語キーボードを有すること。

（イ） 光学式又はレーザー式マウスを有すること。

ク　電源

（ア） 入力電圧が AC100V であること。

（イ） 最大消費電力が 180W 以下であること。

（ウ） 通常時の消費電力が 40W 以下であること。

ケ　きょう体

（ア） バッテリによる突起部分を除いて、幅 400㎜×奥行 300㎜×高さ 45㎜ 以内であること。

（イ） 質量は 3.0kg 以下であること。

コ　環境対応

（ア） 10～35℃の温度条件で稼働すること。

（イ） 20～80%の湿度条件で稼働すること。

（ウ） エネルギー消費効率（2022 年度基準）が 32.2kWh/年以下であること。

（エ） 環境への配慮として、一般社団法人パソコン 3R 推進協会（PC3R）の定める PC グリーンラベル制度の適合製品であること。

（オ） 電磁波障害対策について、情報処理装置等電波障害自主規制協議会(VCCI)の基準において、クラス B 相当であること。

サ　OS

オペレーティングシステムとして、基本的な CPU・メモリ等の資源管理・アクセス管理等を行う機能を有すること。なお、以下の機能を OS に有していない場合には、以下の機能を満たすソフトウェアを提供すること。

（ア） 主体認証

A　ID 及びパスワードによるログイン機能を有すること。

B　利用者が、自らのパスワードを変更できる機能を設けること。

C　利用者が設定したパスワードを他者が容易に知ることができないように、パスワードを不可逆の暗号化を用いて保存する機能を有すること。

D　パスワード入力時に入力画面上でのパスワードを非表示とする機能を設けること。

（イ） パーソナルファイアウォール機能

A　IPv4 及び IPv6 の両方のプロトコルに対応していること。

B　ポート番号等に基づき、通信の許可及び拒否を制御できること。

C　通信先の IP アドレスに基づき、通信の許可及び拒否を制御できること。

D　端末上で稼働するアプリケーションにより、通信の許可及び拒否を制御できること。

E　ログを記録できること。

（ウ） 画像処理機能

A　画像ファイルの読み込みができること。

B　画像の作成ができること。

C　画像の加工（切取り、コピー、貼り付け、色の編集、サイズの変更等）ができること。

D　一般的な他のファイル形式に変換して、画像ファイルの保存ができること。

（エ） コマンドライン環境機能

A　コマンドラインでファイル操作、設定変更等の作業を行うことができること。

B　バッチ処理ができること。

（オ） 運用

A　CPU 使用率を収集できること。

B　物理ハードディスクの使用率を収集できること。

C　物理ハードディスクの入出力性能情報を収集できること。

D　物理メモリの空き容量の情報を収集できること。

E　仮想メモリの空き容量の情報を収集できること。

F　プロセスの同時起動数を収集できること。

G　プロセスごとの CPU 使用率、仮想メモリ使用率、物理メモリ使用率等を収集できること。

H　ネットワークインターフェイスカードの入出力情報を収集できること。

I　システムのイベントの記録及びその監視ができること。

J　OS で実行されているサービス（デーモンプロセス）の状態を監視できること。

K　必要な期間分の収集データを保存できること。

L　マルチユーザモード（一般ユーザ、管理者ユーザ等）での利用ができること。

M　機器情報（CPU、メモリ、物理ディスク、論理ディスク、MAC アドレス、外部装置等）を閲覧できること。

N　導入されているソフトウェアの情報を閲覧できること。

O　OS に関する情報（OS、バージョン、コンピュータ名、IP アドレス等のネットワーク情報等）を閲覧できること。

３　ソフトウェア要件

賃貸借の対象となるソフトウェアは、「別紙１　賃貸借対象機器等一覧」に示したものとなり、各ソフトウェアの詳細な要件については、以下に示すとおりである。

なお、「別紙１　賃貸借対象機器等一覧」の数量欄には、当該ソフトウェアの導入対象となる機器（前述「２　ハードウェア要件」に記載したハードウェアの台数を記載しているため、選定するソフトウェアのライセンス条件、利用形態に基づき、適切な数量を賃貸借の対象とすること。

また、以下に示す１項目を複数のソフトウェアにて実現する、あるいは、以下に示す複数の項目を１つのソフトウェアにて実現することも可能である。

(1) サーバ用ウイルス対策ソフト

サーバ用ウイルス対策ソフトは、以下の要件を満たすこと。

ア　不正なプログラムがサーバに感染することを防止する機能及び感染した場合に検出する機能を有すること。

イ　ウイルスの発生をリアルタイムで監視できること。

ウ　導入するソフトウェアは、導入するOSに適合すること。

エ　ウイルスチェックをする時間は、スケジュールを設定して、自動的に実行できること。

オ　ウイルスチェック実行中にシャットダウンする場合には、ウイルスチェック終了後にシャットダウンするか、再起動時にウイルスチェックする機能等を有すること。

カ　ウイルス定義のパターンファイルは、スケジュールを設定して、自動的に更新できること。

キ　ウイルス定義のパターンファイルは、インターネットを経由して、入手できること。

(2) データベースソフト（RDBMS）

データベースソフト（RDBMS）は、以下の要件を満たすこと。

ア　リレーショナルなデータ表現形式のデータベースを管理するシステムであること、又はXMLデータを取り扱うことのできるXMLデータベースシステムであること。

イ　SQL等の問い合わせ言語を使って記述したプログラムを実行することにより、データベースの定義、データのアクセス、アクセス制御等を行えること。

ウ　トランザクション処理機能を有すること。

エ　利用者のアクセス制御ができること。

オ　利用者の役割ごとに実行権限が制御できる機能を有すること。

カ　データの暗号化が行えること。

キ　データベースの監査を行えること。

ク　性能管理機能を有すること。

(3) メッセージ・キューイング管理ソフト

メッセージ・キューイング管理ソフトは、REPSが定めるメッセージ・キューイング管理ソフトとし、以下の要件を満たすこと。

ア　REPSが定めるメッセージ・キューイング方式に対応していること。

イ　キューの作成や削除ができること。

ウ　通信相手への経路が指定できること。

エ　キューに滞留しているメッセージ数やその内容を表示できること。

(4) Web アプリケーションサーバソフト

Web アプリケーションサーバソフトは、以下の要件を満たすこと。

ア　Java Servlet 2.3 の仕様を満たしていること。

イ　HTTP 通信に対応していること。

ウ　SSL 通信に対応していること。

エ　通信相手への経路が指定できること。

(5) ファイル転送ソフト

ファイル転送ソフトは、以下の要件を満たすこと。

ア　FTP 通信に対応していること。

イ　通信相手を指定できること。

ウ　転送処理の自動化ができること。

(6) サーバ用ジョブ管理ソフト

サーバ用ジョブ管理ソフトは、以下の要件を満たすこと。

ア　サーバ上で定型的に行われる作業（ジョブ）を手順化できること。

イ　ジョブの実施時刻を定義できること。

ウ　事象を契機にジョブを実行できること。

エ　ジョブの実行数の収集ができること。

オ　エラーになったジョブ数の収集ができること。

カ　滞留しているジョブ数の収集ができること。

キ　実行が遅延しているジョブ数の収集ができること。

ク　使用しているデータベースの稼動情報が収集できること。

ケ　ジョブの実行待ち時間が収集できること。

(7) バックアップ及びリストア管理ソフト

バックアップ及びリストア管理ソフトは、以下の要件を満たすこと。

ア　バックアップ対象データを共有ディスクストレージから各サーバを介して、テープにバックアップできること。

イ　バックアップ対象データをバックアップ専用領域（共有ディスクストレージ等）にバックアップし、その後に、サーバを介して、テープにバックアップできること。

ウ　手動によるバックアップ及びリストアができること。

エ　スケジュールによる自動バックアップができること。

オ　フルバックアップ、増分バックアップ及び差分バックアップができること。
カ　バックアップの運用状況（成否）が監視できること。
キ　手動によるバックアップ及びリストアの強制終了ができること。
ク　バックアップファイルの世代管理ができること。なお、現行システムのバックアップ世代数は３世代を保管している。
ケ　ファイル、フォルダ、論理ボリューム、サーバ等の単位でリストアできること。
コ　バックアップを取得したサーバ以外のサーバからもリストア操作ができること。
サ　システム領域を復旧するためのバックアップメディアを作成できること。
シ　オンラインバックアップ方式は必要としない。

(8) サーバ及び共有ディスクストレージ管理ソフト

サーバ管理及び共有ディスクストレージ管理ソフトは、以下の要件を満たすこと。

ア　構成管理機能

（ア） サーバの構成情報として、全てのサーバを対象に、デバイス情報、システム情報（OS、CPU、メモリ等）、ソフトウェア情報、ネットワーク情報、ディスク情報等の最新状態が管理できること。

（イ） 共有ディスクストレージの構成情報の最新状態が管理できること。

（ウ） サーバ及び共有ディスクストレージの台数の管理ができること。

（エ） サーバ及び共有ディスクストレージが有している標準機能により、構成情報を歳入金連携サーバ用コンソール（ノート型端末）等からブラウザ等を用いて閲覧できる場合には、前述(ア)から(エ)の要件は満たしているものとする。

イ　性能管理機能

（ア） サーバの CPU 使用率を収集できること。

（イ） マルチ CPU のサーバの場合には、CPU ごとの CPU 使用率を収集できること。

（ウ） マルチコア CPU のサーバの場合には、コアごとの CPU 使用率を収集できること。

（エ） サーバの物理ハードディスクの使用率を収集できること。

（オ） サーバの物理ハードディスクの入出力性能情報を収集できること。

（カ） サーバの物理メモリの空き容量の情報を収集できること。

（キ） サーバの仮想メモリの空き容量の情報を収集できること。

（ク） サーバのプロセスの同時起動数を収集できること。

（ケ） サーバのプロセスごとの CPU 使用率、仮想メモリ使用率、物理メモリ使用率等を収集できること。
（コ） サーバのネットワークインターフェイスカードの入出力情報を収集できること。
（サ） サーバのイベントログ（システムログ）を収集できること。
（シ） サーバの OS で実行されているサービス（デーモンプロセス）の状態を収集できること。
（ス） 共有ディスクストレージのデータ転送、ディスク使用率等の性能情報を取得できること。
（セ） 収集した各性能情報を監視できること。
（ソ） デフォルトの監視項目（しきい値を含む）を有していること。
（タ） 監視項目は手動にて追加、修正及び削除できること。
（チ） 監視中、しきい値を越えた場合には、メールによる通知、コマンドの実行等を行えること。
（ツ） 収集したデータについて､定期的な周期で集約を行うことが可能なこと。
（テ） 指定した期間を越えた収集データは自動的に削除できること。
（ト） 収集したデータ又は集約したデータについて、ファイル出力が可能なこと。

ウ　障害管理機能

（ア） サーバ及び共有ディスクストレージのログ情報を収集し、特定のイベントを検知した場合には、アラーム等の通知を行えること。
（イ） サーバに常駐している各種サービス、デーモン、プロセス等の稼働状態の監視が可能であること。
（ウ） サーバ及び共有ディスクストレージにおいて、ハードウェアやソフトウェアの異常等が発生した場合には、メール等による通知を行えること。
（エ） 監視設定を作成できること。
（オ） 障害通知メールの文章を作成できること。
（カ） 検知された障害情報をサーバ単位又はグループ単位に分類するためのフィルタリングができること。
（キ） 検知された障害情報について、キーワードによる検索ができること。
（ク） 検知された障害情報について、ファイル出力が可能なこと。

エ　資源管理機能

（ア） サーバのハードウェア上のディスク使用量、空き容量等の資源情報を収集できること。

（イ） 共有ディスクストレージに接続された各サーバの資源情報（デバイス、ボリューム、サーバそれぞれにおける使用量、空き容量等）を収集できること。

（ウ） サーバのディスク使用量、共有ディスクストレージの使用量等のしきい値を超えた場合には、メール等による通知を行えること。

（エ） 収集したデータについて､定期的な周期で集約を行うことが可能なこと。

（オ） 指定した期間を越えた収集データは自動的に削除できること。

（カ） 収集したデータ又は集約したデータについて、ファイル出力が可能なこと。

(9) 冗長化管理ソフト

冗長化ソフトにより、サーバと共有ディスクストレージ間の接続経路の冗長性を管理し、片系統に障害が発生しても、継続して稼働できるようにすること。

(10) ウイルス対策ソフト（端末用）

ウイルス対策ソフト（端末用）は、以下の要件を満たすこと。

ア　不正なプログラムが端末に感染することを防止する機能及び感染した場合に検出する機能を有すること。

イ　ウイルスの発生をリアルタイムで監視ができること。

ウ　導入するソフトウェアは、導入する OS に適合すること。

エ　ウイルスチェックをする時間は、スケジュールを設定して、自動的に実行できること。

オ　ウイルスチェック実行中に、利用者により動作を停止できないこと。

カ　ウイルスチェック実行中にシャットダウンする場合には、ウイルスチェック終了後にシャットダウンするか、再起動時にウイルスチェックする機能等を有すること。

キ　ウイルス定義のパターンファイルは、スケジュールを設定して、自動的に更新できること。

ク　ウイルス定義のパターンファイルは、インターネットを経由して、入手できること。

(11) Web ブラウザ（端末用）

Web ブラウザ（端末用）は、以下の要件を満たすこと。

ア　WWW を閲覧する機能を有すること。

イ　Web サーバと通信して、指定された URI から情報を取り出すことができること。

ウ　JPEG、GIF 及び Adobe Flash 形式の画像データを表示できること。
エ　画像の自動ダウンロードの制御ができること。
オ　ポップアップの制御ができること。
カ　エンコードの選択ができること。
キ　文字サイズの変更ができること。

(12) 文書作成機能（端末用）

文書作成機能（端末用）は、以下の要件を満たすこと。

ア　日本語ワープロ機能を有し、広く利用・蓄積されている文書データ（doc 形式及び docx 形式）の作成、読み込み、編集等ができること。
イ　文書の加工（切り取り、コピー、貼り付け、色の編集等）を行えること。
ウ　複数回の改行入力を行うことなく、自由な位置から文書を書き出せること。
エ　縦書き表記に対応できること。
オ　罫線機能を有すること。
カ　画像ファイルの読み込みができること。
キ　当該ソフトウェアのライセンスを有さない利用者でも、作成した文書ファイルを閲覧できるようにするために、本ソフトウェア又は読み取りビューアが無償で公開されており、容易に利用可能であること。

(13) 表計算機能（端末用）

表計算機能（端末用）は、以下の要件を満たすこと。

ア　表計算機能を有し、広く利用・蓄積されている文書データ（xls 形式及び xlsx 形式）の作成、読み込み、編集等ができること。
イ　表の加工（切り取り、コピー、貼り付け、色の編集、行列の追加・削除等）を行えること。
ウ　表の計算（演算子や基本関数の利用を含む）を行えること。
エ　表上のデータ値からグラフを作成できること。
オ　グラフの加工（軸の設定等、色の編集等）ができること。
カ　縦書き表記に対応できること。
キ　罫線機能を有すること。
ク　画像ファイルの読み込みができること。
ケ　当該ソフトウェアのライセンスを有さない利用者でも、作成した表計算文書ファイルを閲覧できるようにするために、本ソフトウェア又は読み取りビューアが無償で公開されており、容易に利用可能であること。

(14) 日本語文字入力（かな漢字変換）機能（端末用）

日本語文字入力（かな漢字変換）機能（端末用）として、一般的に日本語入力に必要とされる基本的な機能（連文節変換、学習機能、単語登録、ローマ字入力、かな入力等）を有している日本語入力サブシステムを提供すること。

(15) PDF 形式ファイル閲覧機能（端末用）

PDF 形式ファイル閲覧機能（端末用）は、以下の要件を満たすこと。

ア　PDF フォーマットで作成された文書を表示できること。

イ　PDF ファイルの印刷が可能であること。

(16) サーバ用コンソール（端末用）

賃貸借の対象となるサーバで稼働している OS に対応し、リモートアクセスができること。

4　ネットワーク機器要件

賃貸借の対象となるネットワーク機器は、「別紙１　賃貸借対象機器等一覧」に示したものとなり、各ネットワーク機器の詳細な要件については、以下に示すとおりである。

(1) L2 スイッチ

L2 スイッチは、以下の要件を満たすこと。

ア　スイッチング容量

4.8Gbps 以上であること。

イ　パケット処理性能

3Mpps 以上であること。

ウ　ネットワークインターフェイス

1000BASE-T、100BASE-TX 及び 10BASE-T に対応したポートを 16 ポート以上有すること。

エ　イーサネット

（ア） DIX Ethernet Ver2 フレームによる通信ができること。

（イ） IEEE802.3 フレームを利用する場合には、IEEE802.3 フレームによる通信ができること。

オ　VLAN 機能

（ア） IEEE802.1Q に準拠した VLAN 機能を有すること。

（イ） ポート VLAN 機能を有すること。

カ　冗長化機能

IEEE802.1D、IEEE802.1w、IEEE802.1s に準拠したスパニングツリープロトコル機能を有すること。

キ　IPv6 への対応

OS のアップグレードやオプション機器を別途追加調達することにより、IPv6 への対応が可能なこと。

ク　運用管理機能

（ア） MIB-II、SNMPv1、v2、v3 及び RMON に対応していること。

（イ） SSH によるリモート操作が可能なこと。

（ウ） ミラーリングによるポートモニタ機能を有すること。

ケ　電源

100V 電源に対応していること。

コ　きょう体

19 インチラックにラックマウントできること。

サ　環境対応

（ア） 10～35℃の温度条件で稼働すること。

（イ） 20～80%の湿度条件で稼働すること。

(2) ルータ

本システムは、行政 LAN と個別業務システム接続スイッチを介して接続する。ルータの対向となる行政 LAN のネットワーク機器である個別業務システム接続スイッチのインターフェイスは、以下のとおりである。

- コネクタ形状：RJ-45 を２ポート
- LAN インターフェイス：100BASE-TX／1000BASE-T を２ポート
- ネットワーク冗長化方式：VRRP による冗長化

ルータは、個別業務システム接続スイッチのインターフェイスを踏まえたうえで、以下の要件を満たすこと。

ア　ネットワークインターフェイス

（ア） WAN 側には 1000BASE-T、100BASE-TX 及び 10BASE-T に対応したポートを１ポート以上有すること。

（イ） LAN 側には 1000BASE-T、100BASE-TX 及び 10BASE-T に対応したポートを４ポート以上有すること。

イ　イーサネット

（ア） DIX Ethernet Ver2 フレームによる通信ができること。

（イ） IEEE802.3 フレームを利用する場合には、IEEE802.3 フレームによる通信ができること。

ウ　冗長化機能

VRRP プロトコルに対応すること。

エ　IPv6 への対応

OS のアップグレードやオプション機器を別途追加調達することにより、IPv6 への対応が可能なこと。

オ　運用管理機能

（ア） SNMP（v1～v2）に対応していること。

（イ） リモート操作が可能なこと。

（ウ） 管理コンソールを日本語 GUI で提供していること。

カ　電源

100V 電源に対応していること。

キ　きょう体

19 インチラックにラックマウントできること。

ク　環境対応

（ア） 10～35℃の温度条件で稼働すること。

（イ） 20～80%の湿度条件で稼働すること。

５　施設・設備要件

サーバルーム及びラックの仕様等は、以下のとおりである。

- 電源や空調設備の増強に関する設備工事は、実施しないこと。
- 受電設備は、無停電電源装置（UPS）を備えているため、新たな UPS を設置しないこと。
- 床荷重 300kg/㎡を超えないようにし、ラック１本以内に収容すること。

第１２節　テストに関する事項

機器の初期不良の検出及び各種設計書等の妥当性を確認するために、テストを実施すること。

１　テストの種類

テストの種類と、各テストの目的、内容等は、以下のとおりである。

(1) 単体テスト

機器の初期不良の検出、並びに機器単体レベル及びアプリケーション単体レベルでの設計内容の妥当性を確認する。

(2) 結合テスト

サーバルームのラックへの機器の据付後、賃貸借の対象となる機器相互間の稼働が適切であることを確認するとともに、アプリケーションを結合した一連の処理における設計内容の妥当性を確認する。

また、適切な情報セキュリティ対策を実施できているか、性能に係る要件を満たしているか等を確認する。

(3) 総合テスト

本システム全体として、設計内容どおりに実現できていることを、本番環境と同等の環境にて確認する。

総合テストとして、以下に示す互換性テスト、障害テスト、運用テスト、連携先システムとのテスト等を行うこと。

ア 互換性テスト

非互換対応箇所に重点をおいた現新比較による確認を行い、現行システムと同等の機能を実現できていることを確認する。

イ 障害テスト

障害発生時に、障害を適切に検出し、ログへの書き出しが適切に行われているか、アラートが適切に通知されているか、運用系から待機系への切り替わりが適切に行われているか等を確認する。

ウ 運用テスト

システム運用及び運用業務を適切に実施できることを確認するために、運用設計書、運用・保守マニュアル及びオペレータ手順書の妥当性を検証する。

エ 連携先システムとのテスト

次期システムと連携先システムとの接続性を確認し、システム全体が問題なく稼働することを確認する。

２ テスト環境、テストデータ等

受注者は、各テストの実施に当たり、必要となるテスト環境を構築すること。その際、賃貸借の対象となる機器等以外に必要となる機器等（連携先システムが有する試験環境を除く）がある場合には、受注者にて準備すること。

REPS とのテストの前に、受注者は、財務省本庁舎内に擬似 REPS 環境を構築し、その環境を使用したテストを行うこと。

各テストで使用したテストシナリオ、テストスクリプト、テストデータ等については、運用業務期間における動作確認等において、それらを一部改変して再利用できるようにしておくこと。

第１３節　移行に関する事項

移行作業は、以下に示す順序で進めていくことを想定しており、移行計画書等のレビューにおいて、確定することとする。

- 現行システムの業務を停止する。
- 現行システムの歳入金連携サーバ（運用系・待機系）のデータについて、次期システムの歳入金連携サーバ（運用系・待機系）に移行する。
- 次期システムの歳入金連携サーバ（運用系・待機系）について、REPS（本番環境）及び各汎用システム（本番環境）への接続に切り替え、動作確認を行う。
- 次期システムの運用管理システムについて、本番運用を開始する。
- 次期システム全体の本番運用を開始し、業務を再開する。
- 次期システムの歳入金連携サーバ（試験環境用）について、REPS（試験環境）及び各汎用システム（試験環境）への接続に切り替え、動作確認を行う。
- 現行システムを停止する。

仕様書別紙5　機器等一覧

令和　　年　　月　　日

「歳入金連携システムに係る運用業務及び賃貸借（令和9年1月～令和9年12月）」機器等一覧

住所	
会社名	
連絡先電話番号	

通番	製造業者名	製造業者の 法人番号 (半角数字)	製品名	型番
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

（仕様書別紙６　役務従事者一覧）

令和　　年　　月　　日

財務省大臣官房文書課情報管理室長　　殿

住　　所
会 社 名

「歳入金連携システムに係る運用業務及び賃貸借（令和９年１月～令和９年12月)」に従事する予定の役務従事者は、以下のとおりとなります。

（記載例）

担当	氏名	役割・責任
プロジェクト責任者	○○　○○	・プロジェクト全体管理 ・担当間調整

※　上記表に記載しきれない場合は、別添資料にて提出しても差し支えない。

（仕様書別紙７ 経歴、保有資格等）

令和　　年　　月　　日

財務省大臣官房文書課情報管理室長　　殿

住　　所
会 社 名

「歳入金連携システムに係る運用業務及び賃貸借（令和９年１月～令和９年12月)」に従事する予定の担当者に係る、経歴、保有資格等は以下のとおりとなります。

氏名	経歴	国籍、保有資格等
○○　○○		

※　上記表に記載しきれない場合は、別添資料にて提出しても差し支えない。